

令和元年 第4回天城町議会定例会

第 3 日

令和元年12月12日（木曜日）



令和元年第4回天城町議会定例会議事日程（第3号）

令和元年12月12日（木曜日）午前10時開議

開議

○日程第1 一般質問

松山善太郎 議員

久田 高志 議員

散会

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平岡寛次君	2番	喜入伊佐男君
3番	吉村元光君	4番	奥好生君
5番	昇健児君	6番	大吉皓一郎君
7番	久田高志君	8番	秋田浩平君
9番	上岡義茂君	10番	松山善太郎君
11番	前田芳作君	12番	柏井洋一君
13番	平山栄助君	14番	武田正光君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 藤井恒利君      議会事務局書記 宇都克俊君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	森田弘光君	教育長	春利正君
教委総務課長	基田雅美君	会計課長	張本康二君
社会教育課長	神田昌宏君	税務課長	岸恭聖君
企画課長	前田好之君	保健福祉課長	碓本順一君
建設課長	昇浩二君	水道課長	柚木洋佐君
農業委員会事務局長	上松重友君	農政課長	福健吉郎君
農地整備課長	大久明浩君	町民生活課長	森田博二君
商工水産観光課長	祈清次郎君	選挙管理委員会書記長	山田悦和君
総務課長補佐	中村慶太君		

## △ 開議 午前10時00分

### ○議長（武田 正光議員）

これから本日の会議を開きます。

本日、日程に入る前に、昨日の上岡議員の一般質問の中で、職員採用についての答弁に年度の誤りがあったということで、中村総務課長補佐のほうから申し出がありました。訂正の答弁を許可します。

### ○総務課長補佐（中村 慶太君）

おはようございます。昨日の上岡議員さんに対する答弁で、「29年度採用」というところを「30年度採用」に訂正をお願いいたします。

あと「技能労務職」を「一般職」に変更をよろしくをお願いいたします。

### ○議長（武田 正光議員）

それでは、そのように取り扱いをさせていただきたいと思います。

直ちに本日の日程に入ります。

## △ 日程第1 一般質問

### ○議長（武田 正光議員）

日程第1、一般質問を行います。

10番、松山善太郎君の一般質問を許します。松山議員。

### ○10番（松山 善太郎議員）

それでは、テレビをごらんの皆様、おはようございます。さわやかな青空が広がりがつありますが、いかがお過ごしでしょうか。多くの方が、ジャガイモや実エンドウの手入れ、またキビの収穫準備、牛の世話等々で忙しくお過ごしのことと拝察いたします。また、各位それぞれにいろいろなことがあった1年だったと思慮いたします。辛いことを右のポケットに、よい思い出を左のポケットに、明るい希望を胸に、健やかな新年を凜として迎えたいものであります。

それでは、1年の締めくくりの一般質問として、議員の本分であります監視と批判の視点から、多少お聞き苦しい点も出てまいります。御容赦願いたいと思います。

それでは、先だって通告してあります3項目5点のうち、1項目め、行政改革について。

1点目、多発している事務的な誤り・事故等について、どのように対処しているのか。これは29年度、30年度にかけての旅費の返納がございました。3月定例

会から直近の11月臨時議会までの議案の差しかえ、取り下げ、また、今年夏のマリッジットの消失事故等々いろいろありました。

2点目、会計年度任用職員の採用について。

2項目め、9月定例会において設置された特別委員会について、この検査の報告と結果及び今後の対応について御説明やらお聞きしたいところがございます。

3項目め、建設行政について。

1点目、毎年毎年話題にしておりますが、令和元年から2年にかけての住宅建設と入居状況について。

2点目、工事の変更契約は適正になされているのか。

以上について、わかりやすい言葉で正確な答弁を強く要請して、最初の質問いたします。

**○議長（武田 正光議員）**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

**○町長（森田 弘光君）**

皆さん、おはようございます。それでは、松山議員の御質問に対してお答えいたします。

1点目、行財政運営について、その1、多発している事務的誤り、事故等について、どのように対処しているかということでもあります。今議員の御質問にありました旅費の返納、議案の差しかえ、取り下げ、マリッジットの消失等の件でございます。

お答えいたします。まず、旅費の返納遅延、遅れですね、返納遅延、そして議案の差しかえ、取り下げの事案が発生いたしましたことに対し、町民の皆様及び議会の皆様に対しておわびを申し上げたいと思います。今後、このような事案が発生しないよう、職員研修会、法令遵守、法制執務、財政予算等についての研修を行ったところでもあります。今後とも研修等を重ね、地方公務員法等の遵守に努めてまいりたいと考えております。

マリッジットの消失の件につきましては、教育長よりお答えさせていただきます。

行財政改革について、その2点目、会計年度任用職員採用についてということでございます。

お答えいたします。令和2年度から始まります会計年度任用につきまして、その職員採用につきましては、今の予定の中では、来年1月からハローワークにて募集を行ってまいります。そして、2月中に選考面接を実施する予定で、3月中には労働条件等の通知書を交付する予定で、今進めております。

2点目、特別委員会、9月議会設置されました特別委員会について、調査経緯と結果について、さらに今後の対応を聞きたいということでございます。

お答えいたします。天城町防災センター新築工事、A工区の完成検査が適正に行われたかということを確認するために事務検査特別委員会が設置されております。私は、第6回事務検査特別委員会に出席いたしまして、その説明報告を受けたところでございます。正式な委員会からの報告を受け、その結果を踏まえて、今後は真摯に対応してまいりたいと考えております。

3点目、建設行政について、その1、住宅建設、令和元年度と来年度、令和2年度、令和2年の住宅建設、そしてまた入居状況はどうなっているかということでございます。

お答えいたします。令和元年度の住宅建設につきましては、町単独兼久住宅1棟2戸の工事を2月中旬完成予定で発注しております。公営住宅平土野原団地1棟8戸については、1月に入札を予定しております。

令和2年度の住宅建設につきましては、西阿木名地区に公営住宅を建設する計画でおります。あわせて町単独住宅につきましても計画してまいりたいと考えております。

入居状況につきましては、現在、管理総戸数が345戸ありますが、入居戸数314戸、空き戸数7戸、政策空き家24戸となっております。

建築行政について、その2点目、工事の変更契約は適正になされているかということでございます。

お答えいたします。工事の変更契約につきましては、天城町契約規則を遵守し、適正に行っているところでございます。

以上、松山議員の御質問に対し、お答えいたしました。

**○議長（武田 正光議員）**

次に、マリッジット消失等についての答弁を、春教育長。

**○教育長（春 利正君）**

松山議員の御質問、行財政改革について、その1点目、多発している事務的誤り・事故等について、どのように対処しているか（旅費の返納、議案の差しかえ・取り下げ、マリッジットの消失等）についての御質問にお答えをいたします。

天城町B&G海洋センター艇庫に保管してありましたマリッジットは、慣らし運転中に何らかのトラブルにより暴走し、消失してしまいました。今後は、管理体制を再整備し、二度とこのようなことが起こらないように安全管理に努め、運営をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（武田 正光議員）

それでは、質問を続行してください。

○10番（松山 善太郎議員）

それでは、まず1、2、3点ほどありますので、旅費の返納、あと議会等の関係、最後マリジェットという順にいきたいと思います。

旅費の返納について、どのようなことだったのか、まず御説明をお願いします。

○総務課長補佐（中村 慶太君）

お答えいたします。

一応、経過報告といたしまして、平成29年度新規採用職員研修参加のため、日時は5月6日から5月11日のため、保育士が会計から旅費を4月21日に受領いたしました。鹿児島に4カ月の長男と一緒に同行し、研修中は預けている予定でしたが、研修前日の夜、長男が発熱したため預けることが困難になり、翌日、研修の欠席を総務課担当へ連絡いたしました。帰庁後、総務課担当係長に連絡して、出張旅費の返納について尋ねましたが、折り返し連絡をするとのことでしたので、連絡を待っていました。何度か問い合わせをしましたが、同様の返事であったため、その間の旅費は預金通帳にて保管していました。

平成30年9月初旬ごろ、平成29年度決算資料作成に当たり、財政系のほうから旅費の未返納に気づき、当該職員に確認したところ、通帳にて保管しているとの返事のため、直ちに役場会計に返納するように指示いたしました。それに伴って、平成30年9月13日に返納精算を行っているところであります。

以上です。

○10番（松山 善太郎議員）

今お聞きのとおりであります。要するに、4月にもらった旅費が翌年の9月に返納になったという事案であります。理由はどうあれ、役場の出張は、帰庁後1週間以内には復命書を添えて精算をするようになっていると思いますが、これはよろしいでしょうか。

○総務課長補佐（中村 慶太君）

ちょっとお待ちください。済いません、5日となっております。

○10番（松山 善太郎議員）

余計まざくなりますね。5日で、その精算がなされなかった理由、復命がなかった理由について、先ほど課長補佐が答弁したのは、その当事者の申し立ての分ですか。連絡をしたけど返事がなかったというのは、当事者は役場に返納したいけど、精算したいけどと言ったけど、総務課から答えがなかったということですか。

○総務課長補佐（中村 慶太君）



はい。連絡を受けておりましたが、総務課のほうで、その回答がなされてなかったということになります。

○10番（松山 善太郎議員）

これはですね、まあ言い方は乱暴なんですけど、時と場合によっては公金横領にもなりかねませんのでね、何せ1年半ですからね、それを入れて持っていた、役場に連絡したけど応答がなかった、そんな単純な問題じゃないんですよ。考えようによっては、公金を使った、後でばれた、1年半後に返納したとも考えられるわけですよ。ですから、こういったことを、なぜ総務課が答えなかったのか、そのときの当事者に厳重に注意等はしてありますか。

○総務課長補佐（中村 慶太君）

お答えいたします。

一応、町長名で訓告処分を行っております。

○10番（松山 善太郎議員）

訓告処分ですね。こういったことがないように、これはかなり以前の問題ですので、以前の問題といっても、ただ去年の9月ですのでね、事が済んだのが。そんなに以前ではないですね。

次に行きますが、議案の差しかえが、度々ございました。一番最初が3月定例会、過疎地域自立促進計画の変更案が否決になりました。予算書を丸々かえたと思うんですが、このときのいきさつについて簡単にかいつまんで結構です。

○総務課長補佐（中村 慶太君）

濟いません、もう一度、ちょっと今聞き取れなかったもんですから。

○10番（松山 善太郎議員）

過疎地域自立促進法というのが、3月の定例会で出てまいりました。これの変更がですね、否決になった記憶がございます。そのときに、たまたま金、土、日、時間があつたもんですからね、予算書を丸々つくりかえたと思います。これについて、もう全部ばらしましたけど、これについて説明をお願いします。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

この案件につきまして、今松山議員の時系列としては、そのような形になるかと思ひます。

具体的内容は、徳之島空港駐車場と平和通り線を結ぶ道路をつくりたいということで予算計上し、また、そのためには、また、過疎計画というものに乗せないといけませんので、過疎計画に乗せてきたわけでありましたが、その前段となる過疎計画について、少し精査し、また協議する必要があるということで、その過疎計画につ

いて、その部分を変更するということが生じました。そのために、その当初予算の中にも、それについての予算計上されておりましたので、あわせて対応したということでございます。

○10番（松山 善太郎議員）

今の件について、多少、私なりの見解を申し添えておきますと、その部分は、以前から空港へのアクセスが非常に悪いと、泊まり駐車ができなくなったもので、非常に一般の空港を利用する人が不便を来している。だから、そこに堤防があって、そこに広い駐車場があるわけですね、駐車できるところが。それは伊仙の業者が持っておりまして。たまたまその従業員だったのが、叶議員です。

彼の仲介もあってですね、そこをただで貸すから、そこに車が出入りできるように、その堤防を一部あけてもらえんのと、こういったことがあったんですが、かたくなに役場は拒否しておりました。それをいつの間にか、あそこを壊して駐車場にしている。別の人の手に、その駐車場が渡っている。そういった伏線があります。でありますから私たちも反対しました。以前に、ただでやる、そこ壊してあけてくれと、これをかたくなに役場が拒否したのが事の発端であります。

その次、6月議会で、税条例の専決処分の一部改正があって、この条例も承認はしてありますが、議案自体を差しかえてあります。これについて、これも簡単に御説明をお願いします。

○税務課長（岸 恭聖君）

お答えいたします。

6月議会におきまして、専決条項の税条例の改め分というか、新旧対照表のほうで、ちょっと不備がありまして、議会の皆さんには大変御迷惑をおかけいたしました。この場を借りて、また改めておわび申し上げます。

中身をちゃんと差しかえまして、最終本会議のときに承認いただいたということでございます。その件につきましても、私も嚴重注意を受けております。また、よろしくをお願いします。

○10番（松山 善太郎議員）

これは後の9月議会でお聞きしたんですが、今課長御自身がおっしゃるように、議会が終わって、すぐ文書で、議案の提案者であります総務課長と税務課長が、文書で嚴重注意を受けております。

次に、9月定例議会、会計年度任用職員の給与及び費用条例の弁償に関する条例の制定についてということで、これも条例の差し替えがございました。これは会議録にも載っております。こういった、こういった理由で差し替えて、最終本会議で議案を出し直しますということで、総務課長が言っています。この事例についても

簡単に御説明をお願いします。

○総務課長補佐（中村 慶太君）

濟いませぬ、ちょっとその条文、議事録を見てないので、後でちょっと確認をしてお答えしたいと思ひます。

○議長（武田 正光議員）

後刻、正確に答弁するということだ。

○10番（松山 善太郎議員）

これは条例を最終本会議の前に差し替えたんですが、この記憶はござひますか。これ9月の議会ですが、前の議会よ。町長、記憶があれば町長でも結構ですけど、答弁は。

○町長（森田 弘光君）

会計年度という、今先ほどお話ししましたように、新しい制度が始まります。そういう中で錯綜して、いわゆる本条例との関係とかそういったものが非常に行き違ひがあるんじゃないかなということなども、その議会の中で指摘を受けております。そういう中で、また訂正をさせていただいたというふうに考えております。

○10番（松山 善太郎議員）

町長、今回は、多少、最初でもおことわりしてありますので、言葉遣ひも多少乱暴になるかも知れませんがね。これ、訂正というようなことじゃないんですよ。配付済みの議案第34号に修正がありましたので、お手持ちの資料と差し替えをお願いいたしますということで、条例の制定についてというのを、丸々差し替えているわけですよ。これ、差し替えをしたもんですのでね、あとの条例は。ですからね、訂正ではないわけですよ。いま一度お願いします。

○総務課長補佐（中村 慶太君）

こちらのほうで差し替えを行ったところでござひます。

○10番（松山 善太郎議員）

同じ9月の定例議会で、これは、まあ差し替えですよ、1ページしかない議案でしたので。これは電算用関連機器共同調達物品売買契約について、これも差し替えがござひました。これについて説明をお願いします。

○企画課長（前田 好之君）

お答えいたします。

9月議会に議案として提出しました共同電子機器の調達に係る契約の議案として出したわけでござひますが、担当というか私も手違ひで、消費税抜きの額を記載してござひました。消費税を加味した形の議案を提出すべきところでありましたので差し替えをお願いしたところであります。チェックする私、担当課長がチェック

ミスでありましたので、大変申しわけなく思っております。今後、そういったことがないように形を取り組んでいきたいと考えます。どうも失礼しました。

○10番（松山 善太郎議員）

続きまして、11月8日に臨時議会がありました。このときは、結局、臨時議会はしたんですが、開いてすぐ議案の取り下げということで、何もしないで終わった臨時会でありました。これについて、これは農地整備課長かな、説明をお願いします。

○農地整備課長（大久 明浩君）

お答えいたします。

11月8日、臨時議会で議案を取り下げた件になります。これにつきましては、4月の20日、22日に、発電施設のほうで温度上昇に伴い故障、重故障を起こしまして、今現在、止まっている状況です。この発電施設のほうの予算的な部分で、6月、9月と予算を計上して、今回、11月8日に、また予算のほうで不足しているということもありまして、議会のほう、臨時議会のほうを開く予定でありましたが、その前に、全員協議会の中で説明をし、議員の皆さんには、事前にしっかりとその説明を行った後に、臨時議会の日程を決めるべきだったと、今反省をしているところです。

これにつきましては、議員の皆様には、この場を借りまして、おわびを申し上げたいと思っております。

また、この発電施設については、今まで3回、そのメーカーのほう、国、あと改良区、交えまして協議を行ってきております。全員協議会の中で、議員の皆様から10項目ほど質問がございましたので、これについて引き継ぎの関係で、国、メーカーのほうに投げかけて、今3回、こっちに來てもらいながらやっているところですが、国については、ある程度、目途が立っております。あとメーカーのほうについて、来週の月曜日までに期限を設けまして、最初のほうから引き継ぎが納得のいく内容ではなかったものですから、月曜日の日に最終の回答をいただく方向で、今進めているところです。

これにつきましても、議員の皆さんに全員協議会の中でしっかりとお伝えをし、臨時議会のほうの日程を決めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いします。

○10番（松山 善太郎議員）

1つだけ。これ当初、300万か500万だったと思うんですが、今その議案を出した、取り下げた議案を出した時点で最終的な修繕費はどのぐらいになっていましたか。

#### ○農地整備課長（大久 明浩君）

金額的には、3千939万円だったと思っております。当初、400万円、2回目400万円というのが、鹿児島営業所のほうの見積もり誤り等もありまして、9月議会で650万ほど計上させていただきました。ここを計上して、930万ちょっとだったんですが、これでベアリング等の交換を全て終われるものと考えておりましたが、それでも発電施設のほうの中をあけてみると、主軸のほうにも影響が出ておりまして、今回、工場のほうに運び出しての主軸の検査をしないと、今後、また影響が出る可能性があるということもありまして、臨時議会の中で3千939万円の予算を計上する予定で動いていたところです。

ここにつきましても、今メーカーのほうと、もう少し予算的には検討できないかということも話をしながら、引き継ぎ等についても甘かったんじゃないかと。これについても、国のほうの指導、またメーカーのほうも、もうちょっとその引き継ぎの内容をちゃんとすべきではなかったかということで、今議論をしているところです。

これについても、次回の全員協議会の中で、しっかりと今までの経緯についてお伝えしたいと考えております。

#### ○10番（松山 善太郎議員）

この事案につきましても、つくって、まだ何年もたっていない、しかも管理を委託管理をさせている。で、結局、その部品がもともと悪かったのか、管理ミスなのかとなりますとね、役場が右から左に修理代を払っていいのかという大きな疑問点がございます。で、ちょっと待てと。もうちょっとメーカーとも、その管理をしている部分とも、もうちょっと交渉すべき、調査すべき余地があるんじゃないかということで、到底、これは容認できないよということで、否決ではなくて議案を取り下げになっているところがございます。

最後、マリンジェットの消失についてなんですけど、これ非常に気になるところ、いっぱいあるんですがね。これ、慣らし運転中ということで教育長が答弁があったんですが、この慣らし運転中について、もう少し説明をお願いします。

#### ○社会教育課長（神田 昌宏君）

私たちのほうも、当事者から聞いている、慣らし運転ということですけど、ウェイクボードの予約に対応するために、慣らし運転を、そこまで行くまでのならし運転をしている途中で、そういう事故というか、急に不具合が出たと。気づいたら制御不能になっており、振り落とされた、ジェットキーを手首にまいてあったが、落水時にその手首から外れて、ジェットキーがついたまま、ジェットはスロットル全開で内海から外海のほうに直進、途中で浅瀬のリーフ滑走した後に、リーフの警戒

ポールをなぎ倒して、さらに直進して、あとは目視できない状態になったということをお伺いしております。

○10番（松山 善太郎議員）

ウェイクボードがよくわからなんのですが、説明をお願いします。

○社会教育課長（神田 昌宏君）

水上バイクのほうにつないで、そこに乗って引っ張っていくというあれですけどね。

○10番（松山 善太郎議員）

これ、どれぐらいの大きさのものですか。そのバナナボートというのと比べて、どのような大きさなのか。

○社会教育課長（神田 昌宏君）

一人一人を引っ張っていくあれなんですけどね。もう全然小さい、個人、一人乗せるやつです。

○10番（松山 善太郎議員）

これですね、時間を食うわけにはいきませんので、これは運転手の方は、委託契約を受けている方ですよ、委託業務ですよ。

○社会教育課長（神田 昌宏君）

その中に入っている人です。

○10番（松山 善太郎議員）

これは、そのマリッジット、200万とか250万とか、200万とか言っていますが、これは結局どうするわけですか、このマリッジットは。役場が損ということになるわけですか。

○社会教育課長（神田 昌宏君）

その件、どのような対応をしたらいいかということで、役場の弁護士さんにも、ちょっと相談はしております。相談の中身としては、行政側かどちらかに損害賠償請求を求めた場合ということで、委託先に対して操縦に対する故意過失が認められた場合、メーカーに対しては、水上バイク自身の欠陥があると認められた場合ということですけど、両方とも、水上バイクがなければ責任の追及はできないという回答でございましたので、現物がないと、なかなかそういうあれは、責任追及はできないという回答がございました。

○10番（松山 善太郎議員）

これですね、今おっしゃるように、役場には、そう責任はないわけですよ。委託契約で物を貸しているわけだから。そのならし運転というのね、何でその後ろに引いているボートはどうなったんですかね、これも気になる。それとスロット

ル全開と言っていますね。11時まで乗っているわけですよ、このバイクを。9時から11時までね。その後で、何で小さいの引っ張るのに、ならし運転をする必要があるかというのが一つね。スロットル全開というのもも気になりますね。スロットルは、この弁のついている、普通のチェーン、ワイヤーのついているやつじゃなくて、電子制御みたいなやつだそうですね、後で聞いたら。スロットル全開でブーッてふかしてたら、コンピューターなんていうのも狂う場合もあるんじゃないですかね、スロットルが返らないというの。そこら辺もね、なぜわざわざ、11時まで引いているのに何の慣らし運転かなということですよ。そこら辺、スロットル全開というのも気になる。スロットル全開で走らんといけないようなものなのかね。

普段からですね、あそこでね、私、かなり2、300m離れているところに倉庫があるんですけどね、夏休み、非常に嬌声が聞こえる。キャーキャーキャーキャー言う声がね。あれを楽しいと思っているのか、ああいった声を危険だと思っているのか、年の差ですよ。私は非常に危ないと思っている。スロットル全開でやるような遊びじゃないですよ。競技じゃないから。

あそこはね、委託先のその運転手にも問題があると思う。何であんな、キャーキャーキャーキャー大騒ぎしとるようなのをスピードで引っ張らんといけないかというのは。それが楽しいと言え、それだけですよ。こういったときの万が一のことを考えていない。

それと、始業時の点検とか、そういうの、やる前に毎朝、点検をするのに管理日誌みたいなのがありますが、これは全くやっていないような気がするんですが、どうでしたか。

#### ○社会教育課長（神田 昌宏君）

管理日誌自体は、つけてはなかったですけど、毎回、海に入る前には点検はしていると聞いております。

#### ○10番（松山 善太郎議員）

ですからね、今さら点検をしていませんとは言えませんよ、誰も。それは点検はやったでしょう。だけどね、こういったときに、メーカーに、あんたのところの機械がおかしいんじゃないのと、こういった責任問題になるときに、毎朝ちゃんとマニュアルどおりの点検をしているかどうかというのが問題になるんですよ、書類はあるかないかが。落ち度じゃないですか。そういうのをやってないというような事態が。

そこら辺、全ての仕事の、今の一連の流れの中で対応の甘さがある。もうちょっと真剣に真摯に、先ほど町長言いましたよね、もうおわびを申し上げますと。法令を遵守するようにと。法令を遵守しただけじゃだめなんですよ。やるべきことをき

ちんと、その日誌があればね、毎朝こうして点検をしていましたと。それでもって、あなたの会社のジェットがおかしかったと。点検もまともにしていない、日誌もない。スロットル全開で一人で乗って、極端に言えば遊んでいた。慣らし運転、それで事故が起きた。なくなった。これメーカーに弁償要請しても無理な話じゃないですか、現物がない以上は。現物があっても、始業点検をちゃんとやっていれば、そうならなかったということに、私がメーカーであれば、私はそういう具合に言いますよ。そこら辺の対応の甘さがある。

一つつけ加えますとね、物の考え方が基本的に間違っている。図書館の開館時間がありましたね。お客さんがいないからあけない。こういった物の基本的な考え方は、大間違いなんです。図書館なんていうのは商売じゃない。あけて何ぼじゃないですか。お客さんが来るように整備して待つのが公務員の仕事でしょう。お客さんがいないからあけないだなんていうのはね、聞いたこともない、その物の考え方は。

で、次に行きます。旅費の返納は、訓告をしたということです。9月の議会の総務課のその条例の出し直し、6月も、文書で嚴重注意を起こしたということです。これについては、訓告とか嚴重注意とか、9月の議会の出し直しの分は何もなかったわけですかね。

**○総務課長補佐（中村 慶太君）**

お答えします。

9月の差し替えについては、まだ処分等は行っておりません。

**○10番（松山 善太郎議員）**

町長ね、もう一つですよ。ここでね、その嚴重注意をした、職員に訓告もした、嚴重注意もした。町長御自身は、どのようなペナルティーを負うのか、今からペナルティーを負うようなお考えがあるのかどうか、まずお聞きします。

**○町長（森田 弘光君）**

お答えいたします。

町長として、その自治体の責務を全て負うということは、地方自治法にも載っているわけでありまして。そういう中で、あとその土地改良区の問題、それからマリッジの問題、そしてまた、これから出てくるでありましょう、その特別委員会の問題等々、しっかりと報告を受け、そしてまた、その中で、やはり私自身が身を処するところはしっかりと処すると。そして、やっぱりしっかりと職員を、仕事を管理していくという、そういう姿勢は、これからしたいというふうに考えております。

**○10番（松山 善太郎議員）**



この件については、これで終わりにしますが。町長ね、やはり多少きついかもわかりませんがね、総務課長になってすぐ、副町長になってすぐ、何度もこういう似たようなことがあってですね、議会に始末書を入れている、顛末書を入れているいきさつがある。そのときは3回か4回ぐらい給料の5%カット、町長、総務課長、副町長、何回かございました。主管課長もね。

最近そこら辺がね、ここ数年、そこら辺の責任の所在、処分のあり方というのが、非常に甘かった。直るだろうと思っても直らない。やはりここは、厳正な対処をお願いしたいと思いますが。まさに隗より始めですよ。町長の、町長の姿勢を見せれば、私はもうちょっと締まると思いますよ。3月議会以降ですね、こういった議案の出し直しとかミスがないように、ぜひ課長さん方には、新しい課長さんもいらっしやると思いますがね、3月は。ぜひテレビを見ている職員の皆さんもね、気を引き締めてもらいたいと思います。

最後に、何度も言いますがね、皆さんね、県庁にこういった間違っただ書類を出している可能性があるんですよ。これだけ言ってわからなかったら。私はもう疑いたくなる。県の職員に信用を失っている可能性がある。町長が幾ら頑張っても、持っていく書類が間違ったら何もならんわけですよ。ここら辺をね、戒めとして持っていつてもらいたいと思います。

次に、会計年度の任用職員の採用について聞きます。先ほど、1月から募集をかけて、2月面接、3月から公募、いろいろ公募するということでしたが、その前の大まかなことをお聞きしますね。

190名という数字が何回も出ております。職員の一覧表を見ますと、嘱託が38、直近で、筆耕が74、これで112ですけどね。あとの80人ぐらいは、どのような仕事についている方なのか、まずここをお聞かせ願いたいと思います。

○総務課長補佐（中村 慶太君）

お答えいたします。

その他の職員といたしまして、委託ですね、役場の宿直、あとは町民生活課のほうで行っておりますごみの収集とか、し尿処理等があります。あとは作業員等で、町民生活課のほうで海岸保全等で勤めている方等が除かれております。

○10番（松山 善太郎議員）

なるほど、わかりました。こういった方々が、もろもろ80人ぐらいはいるわけですね。あとで、よく見てみますが。

となりますとね、このフルタイム、パートタイム、あわせて何名ぐらい採用、採用といいますかね、採用をする予定ですか。大まかで結構ですよ。

○総務課長補佐（中村 慶太君）

お答えいたします。

今現在の予定といたしましては、フルタイムはございません。パートタイムで採用を予定しております。

済いません。一応、今の予定では、164人を予定しております。

○10番（松山 善太郎議員）

164人といいますと、今より、今ごみ収集、宿日直、し尿処理、あなたがまさに例に出しましたこの方々を中心に、あと50名ということだと思えますけど、全てパートタイムというのは、どういった見解ですかね。

○総務課長補佐（中村 慶太君）

お答えします。

これはちょっと役場のほうの考えなんですけど、フルタイムにいたしますと退職金等が発生するということで、今のところパートタイムを予定しているところでございます。

○10番（松山 善太郎議員）

たしか国が出している指針の中で、要は、働き方改革、同一賃金、同一労働同一賃金という大きな名目があるわけですよ。これらは、その法の趣旨に反するんじゃないですか。違いますかね。そういったパートタイム的な今の働き方、嘱託とか臨時、これをなくしなさいというのが、法の趣旨だと思っていますが、違いますかね、パートタイム、オールパートタイムにすると、今の嘱託とかいう人なんかは、中身は待遇、逆に悪くなるんじゃないですか。これは町長、どう思われますかね。働き方改革の一環としては、全てパートタイムであれば、法の趣旨に逆行するような気がするんですが、違いますかね。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

言葉の中でフルタイムとパートタイムということではありますが、パートタイムの中にも、いわゆる通勤手当とかそういった、いわゆる手当、そういったものは見ましようということが1点と、今大島郡の中のいろんな総務課長の皆さん方のお話の中では、いわゆるパートタイムの制度で進めましようというのが、今流れの中になっております。

そういう中で、非常に、これからはもしかすると出てくると思いますが、いわゆるその財源の裏づけが、まだよくわからない。特別交付税で見るとか見ないとかですね、そういったことを含めながら、相当な財源の負担が生じてくるということも想定しておりますので、まずは、パートタイムの中で進めていきたいということが、今私たち町の考えであります。

○10番（松山 善太郎議員）

意外な答弁が出てきましたので、急遽、そのパートタイムの職員というのがどういった任用になるのか、よく見てこなかったんですが、私は、ほとんどがフルタイムになって、パートタイムはほんのわずかになるのじゃないかなと。いわゆる嘱託と今の筆耕は、ほぼフルタイムで、あとどこがパートタイムに当たるんだろうと。パートタイムは少ないと思っていたんですが。この辺については、また後で勉強し直します。

今の嘱託の方、あるいは保育所とかいっぱいいますよね。なくてはならない職、学校の用務員さんとか保育士、給食センターですよ、ここら辺は、どうしても置かなくてはいけない職場なんですよ。ここら辺をパートタイムにする。全部パートタイムであれば平等ですのでわかりませんが。いまいち勉強が足りませんでした。

これを実施した場合に、人件費はどれぐらいふえると考えていますか。

○総務課長補佐（中村 慶太君）

あくまでも今現時点の概算なんですけど、一応31年度予算は、約2億1千350万で、来年度、予算の概算として今捉えているのが、2億5千800万、こちらの差し引きで約4千450万の増額が、今予定されているところです。

○10番（松山 善太郎議員）

これ、やはり、フルタイムがいなくなる分、そうなるんですかね。やはり、後ろのほうに、条例の後ろのほうに給与表がありますよね。条例の一番後ろに。パートタイムの方も、この給料表、適用するわけですかね。ここの見解をお願いします。

○総務課長補佐（中村 慶太君）

この給料表にのっとった形で、対応いたします。

○10番（松山 善太郎議員）

これは大丈夫ですか、パートタイム職員は報酬という名義になってなかったですか。パートタイム会計年度任用職員の報酬になっていますよ。これ報酬となっているのに、給与の表を適用するのは、技術的に可能なんですかね。

○総務課長補佐（中村 慶太君）

濟いません、ちょっとお時間をいただけますでしょうか。

○10番（松山 善太郎議員）

いいですよ。私も余りよくわかりませんので、あとは夜間勤務でも特殊勤務でもパートタイムも全部ありますよね、大体。休日給とか夜間勤務とかね。報酬には、ひょっとしたら、この給与表を適用するという条項はないんじゃないですかね。後で、まあお互いに、そこら辺を調べてみたいと思います。

そこに、いろいろ給与を決めるときに基準額、基準額を決めなさいというのがあ

るんですが、職務の給与ですね、いわゆるその給料表ですよ。パートも適用するものと前提して、ここに1級、2級という級がありますね。この間も誰かが触れていたんですかね。1級の一番最初のところが14万4千円、2級の一番最初が19万4千円、5万円違うわけですよ。1級にいくか2級にいくかは大変な問題なんです、これ。辞令はこうすることになると思いますけど、1級と2級じゃ5万円違う、入った途端に。この基準を定めるのに、基準は、これは条例にも、この基準の決め方は、町長が、任命権者が定めるとなっているんじゃないかな。あなたが急に、新任パートさんの、ですね。この基準をどこに持っていくかという基準を任命権者が決めることになっている。町長、これどのような基準で持っています。

○町長（森田 弘光君）

ここの部分については、いわゆる淡々と事務的な流れがあるだろうという、私は認識の中なんです。そして、特にその全体の流れの中で、落ち着くところに落ち着くだろうと、私はそういう認識なものですから、誰々さんとか、いろんなこういう人たちがこういう基準に当てはまるんだというところについては、ちょっと私のほうでは認識しておりません。

最終的には、町長命令でその給料を決めないといけないんですけども、やはりしっかりと、その総務の行政担当、そしてまた補佐と総務課長の中で議論して上がってくるものだというふうに、申しわけないんですけど、私はそのような今認識でおりました。

○10番（松山 善太郎議員）

これ町長ね、まあそれでも、それは、まあそれで構わんですけど、これはね、大事なことなんです。誰を、例えば、例えが悪いかな、学校の用務員さんがいますね。保育士もいますね。今言ったように、パートタイムで、車でいろいろ運搬している方もいらっしゃいますよね。これをね、例えば今、20万円で委託している。これはパートでも何でもいい、役場で雇ったときに、一番高いところに持って行って19万円なんです。安いところだと14万円なんです。ここをね、これやはり辞令を一応渡すはずなんですのでね、何級の何号で。だったときに、この14万円から始まるのか、19万円から始まるのは、本人にとっては大事な問題なんです。ここら辺は、やはりその事務方に任すじゃなくて、それこそ町長が、隗より、御自分でお決めにならないとまずいと思いますよ。私が危惧するのは、会議録に残したいと思っているのは、恣意的にしてもらったら困るということです。気に入ったやつは19万円から、これはちょっと気に入らんから、親が気に入らんから、松山の友だちだから14万円から始めよう。なきにしもあらずです。何回も言いますよね。私であれば、やりますよ。だけど、そういったのをやってもらっちゃ

困るから、しつこく食い下がっている、これはね。これはある程度の基準を設けて、私たちにも規則をね。で、次もです。基準も町長が決める。どこに位置するかというのもね、これを見たら、この給料で、給料あんまり上がりませんね。14万円から給料25、1から25まで一生懸命頑張っても18万円にとまるな。14万円の人は。19万円の人は23万4千円、2・3・4でとまる。懐かしいですね、2・3・4、私が役場に入ったときの議員の報酬ですよ。ですからね、この2・3・4でとまるんですね、19万円から始まっても。ですから、どこから始まっても同じように大事な問題になってくる。ですから、ここをね、遺漏のないようにお願いしておきたいと思います。これは大体以上ですね。

それと、ちらっと、せっかく、行政改革でありますので。町長、あの、課の再編ということですけどね、6月の議会で、私が頼みもしないのに、町長、5名が定年退職をすると。9月の議会で機構改革、今条例を準備していると。1月1日には、新組織で人事異動をし、議会にも相談すると、これはもう9月議会でやったときに、4月1日に組織改革人事異動、こういった構想をお持ちだったんですね。先般の議会。準備に時間を要していると。素案がまとまったら、議会とも協議。12月定例議会に提案したいと、これが9月の議会なんです。

先ほど、昨日、一昨日の大吉議員の質問の中で、「素案」という言葉が出てまいりました。「素案」の「素案」でも結構ですので、せっかくやる、やると言ってたんですから、どのような感じになるのか、保健福祉課を2つに分けるのか、農業委員会をなくすのか、あと社会教育課も触るような感じも来ています。その素案の素案で結構ですので、ひとつ教えてもらえませんか。

#### ○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

性格的に、やっぱり言って、それに対して私はプレッシャーを受けながら、それに対して、やっぱり責任を感じてやっていこうという、そういう性格があるもんですから、これまで本会議の中でも、そういう話をさせていただきました。なかなか、その進まないというのに対して、私自身、少しいら立ちを感じているところもあるところはあります。

だけど、やっぱり、その住民サービスをしっかりやっていくということの中で、やっぱりしっかりとその議論をしていかないといけないのかなと思っていますところでもあります。

もう一つ、先ほどのその会計年度の給料の打ち方についても、まさしく松山議員ともしかしたら似たようなところもあるかもわからないので、できるだけ客観的なところを、僕は尊重していきたいという思いがあって、先ほどのような御答弁をさ

せていただいたところであります。

やはり、同じ職場で働いている人たち、そのいわゆる働き方改革の中で、やっぱり働いている人たちがしっかり、何て言うんですかね、報われるというか対応できるような、そういった給与体系というのは必要と思っておりますので、そういう形でやっていきたいというように私は考えているもの、考えております。

もう一つですね、やっぱり、どうしてもこれまで総務課長を中心にして、各課の課長の皆さん方と色々な語り合いをしてきました。そして、その結果を、私の中にも来ているんですけども、なかなかそのまとまらないということで、今総務課長も苦慮しておりました。

それで、私は12月議会には提案したいんだということで、言っているよねということまでもお話しをしましたが、なかなか難しいというところがあったところがあります。

そういう中で、今の課の状況を見ていますと、なかなか今の社会情勢、町民ニーズ、そういったものに対応できないのではないかなというふうに思っております。特に、保健福祉課が、1人の課長で100名ぐらゐを超える、臨時を含めてですね、カバーしている課もございますので、そこら辺、やっぱり無理が来ているという思いがあります。

それから、今非常に地方創生の中で、そしてまた、ふるさと納税とかそういった対応が、今職員の中で、それを、いわば兼務というような形でやっていくというのも大変厳しいところがありますので、そこら辺についてはしっかりと特化した形で組織ができればなというふうに思っております。

また、もう一方、その今商工水産観光課というところがあるわけですが、もうあそこはですね、事業課みたいになってきていますね。いわゆる昨日ぐらゐからも議論がありましたけど、ある事業課よりは商工水産観光課のほうが、奄振事業を持ってきたり、いろんな事業を持ってきて、今やってきているという状況の中で、さあ果たして本来のその商工水産観光という、そういうソフト面をもっと充実した形でできるかということがあったりしておりますので、そこら辺をしっかりと仕分けをしながらスタートができればなと思っております。

きのう平山議員から質問がありました、その定年する職員、御勇退する方々については、今度1月1日付で、そのはりつけをしていきたいと思っております。そしてまた、4月には、その新しい課の中で、また新たな人事異動、そういったものができればなということで、今私は考えております。

これから議会等も終わって、いろんな動きが出てくるわけですが、その中で、年が明けた段階で、また議会の皆さん方にも、いろんな面で御相談し、これで万全

ではないだろうけども、これで町民サービス、そういった社会ニーズには対応できるという、何かそういった姿勢というか、そういったものが見せることができたかなというふうに私は思っています。少し長くなりました。

○10番（松山 善太郎議員）

あと、1、2点です。

今の役場の中にいらっしゃる筆耕、嘱託の方々には、かなり高齢、逆にいえば、もう定年も超えた方も見受けられます。この方々は、そのまま雇用するのか。あるいは55とか60あたりで雇い止めにするのか、これが1つ。

直近の給与を割り当てていくと、直近の給与を割り当てていくという総務課長の答弁がございました。嘱託の方々は、16、17、18、いろいろ給料もらっております。例えば18万の方であれば、180の36、216万もらっているわけですね。この216万をボーナス込みで給料に反映するのか、その18万円プラス直近を下回らないですのですね、今、たとえの話ですよ、18万嘱託でもらっている人は、18万プラス通勤手当、期末手当にするのか、ここの見解を一つ。これが最後です。65、70の人をどうするのか。今の給料をボーナス込みじゃなくて、今の給料を維持して、これに期末手当、通勤手当を上乗せするのか。

○総務課長補佐（中村 慶太君）

お答えいたします。

今、松山議員が年齢制限につきましては、一応、地方公務員法第13条で、平等の取り扱いの原則ということで、規則の中には年齢制限の条文は入れません。

あと、今の現状維持の給料ということで、一応、直近上位という形で考えております。月額直近上位でボーナス等はこのように予定をしております。

○議長（武田 正光議員）

ここでしばらく休憩します。

11時15分から再開いたします。

休憩 午前11時03分

---

再開 午前11時15分

○議長（武田 正光議員）

休憩前に続き、会議を開きます。

松山議員。

○10番（松山 善太郎議員）

あと1点だけ聞いて、次に行きます。

マリッジットの委託の問題ですが、普通、委託料、148万7千円ですけどね、

これは6月の何日かに委託契約をして、6月8日、決済をもらっていますね。で、これの委託料は、いつ払ったのか、覚えていれば答弁してください。

○社会教育課長（神田 昌宏君）

ちょっと、支払い期間は、ちょっと今覚えてございません。

○10番（松山 善太郎議員）

これ、この方々は、この6月からずっと委託をするわけですが、実質の稼働は7、8ですよ、実質稼働は。これは委託契約をします。普通、委託料は、その委託の仕事の内容に対して、どの時点で払うものですかね。誰か、総務課長補佐でも町長でも。はい、はい、どうぞ。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

建設絡みの委託については、完了時点ということになります。

○10番（松山 善太郎議員）

私もそうだと思ってたんですがね、一応念のために聞いておきました。ありがとうございます。

これですね、6月の初め、10日の前に契約していると思うんですが、6月5日ですね。これ、6月5日、契約して、あと町長まで決済もらってますので、すぐすぐはできないと思っているんですがね。委託料は、6月の20日に委託料を払っているんですね。これ全てですね、運営とかその管理全て。私は甘い、管理が甘いと言ったのは、これですよ。6月20日に払っているんですが、法的な問題はないと思うんですが、これはどうですか、課長、今、やはり事業の完了後じゃないかという、私もそう思うんですが。

○社会教育課長（神田 昌宏君）

そうですね、委託というのは、運営管理が終わったときに支払いはするべきだと思いますけど、その中に、委託の中に燃料代とか修繕とか、そういうのが入ってございまして、早急な6月の20日のほうに支払いはしたという経緯があると思います。

○10番（松山 善太郎議員）

あのですね、課長ね、そういった場合に、やったことを正当化しようとするから、ついつい言いたくないことも言うんです。あなたおかしいじゃないですか。委託をした、燃料代、燃料代ぐらい自分で払わせなさいよ。それ当然じゃない。147万も委託をするような団体なわけだから、日々の燃料代がないなんてことはないでしょう。そこら辺が対応が甘い。慣れ合いにしてる。チェックも甘い。日誌もない。ウェイクボードに乗った、その日その日の日報もないと言っていたんじゃないですかね、私が聞いた範囲では。何時何分に何十人乗った。何時何分に何十人乗った。



今日累計で何人乗った。お金の計算なんか、どう、どのようにしてるの。乗った人数、きっちり把握しないと、使用料取れないでしょうが。そこもわからないようなこと言ったんだよ。だからね、厳正に対処してほしいと。慣れ合いが見え見えだから。マリジェットのもの、そのなくした責任、どこにあるのと。そこら辺はね、厳正に対処してほしい。

あと、その協議の中で、国体の予算で新しいのを買うから問題ないみたいなことも言っている。とんでもない話ですよ。それはそれ、これはこれ。国体で、また新しいのが買えるから、予算で、問題ない。1台なくした、3台になったから問題ないちゅう問題じゃないですよ、これは。そこら辺をね、よくよく気をつけてほしい。この件については、以上で終わります。

次に行きたいと思います。特別委員会の議会設置について。この委員会報告を町長はごらんになっていますかね、町長も、総務課の課長さんも。（発言する者あり）

議長。

○議長（武田 正光議員）

松山議員。

○10番（松山 善太郎議員）

この委員長報告はとってないわけですかね。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

6回目の委員会のときには、私、出席しまして、その今、委員長からは、いろんな訂正もある、作成中であると訂正もあるだろうということで、その今、その時点での委員会の報告というものを、委員長のほうから読み上げていただきました。そのときのペーパーをまた私は、委員会のほうにお返しはして、手持ちには、今委員会のその委員会の、結論が出たかということ自体、ちょっとよく認識してないんですけど、その時点での結論は持っていません。（発言する者あり）委員長報告の前に配付するという事です、報告書は。

○10番（松山 善太郎議員）

それでは、委員長報告がないと、どうもお話になりにくいんですが。町長、そのときに、一応報告は聞いていますし、文書も見ています。あれとほとんど変わりはないです。その申し入れのところに少しつけ加えた分があるだけで、大体その内容一緒ですので。これが委員会ができたいきさつについて、町長がわかっている範囲内でお願ひします。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

議会の中で一般質問があったかというふうに認識しております。そういう中で、その防災センターについて、工期内で業務がしっかりと終了したのか、そしてその中でどのような事務処理をしたかというところが議会で議論があったというふうに考えております。

そういう中で、議会の中から、実際にはその時点、いわゆる工期の中で、従前に工事が完成してないのに、その書類的には完成しているようになっているんじゃないか、そこら辺のいきさつについて、しっかりと調べたいということで特別委員会が設置されたというふうに私は考えております。

○10番（松山 善太郎議員）

ということで、そこがわかっていれば、もういきさつは、今町長の見解のとおりであります。結果をそのときに報告は一応したんですが、覚えている範囲内で結構です。どのような報告だったのか。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

そういう中で、いわゆる一部しっかりと完成してなかったんじゃないか。特に、いわゆるコンクリートの打設強度、そういったものが従前に確認されていないんじゃないかというような話。それから内部のその何て言うんですかね、施設といいますか、その内部の施設の一部が、まだ完成してなかったんじゃないかという報告で、担当の課長、そして担当から、そのような結果であったということを報告を受けたということでもあります。

そしてまた、その中で委員会として、3点ほど、町長当てにしっかりと対応していただきたいということがあったというふうに考えております。

○10番（松山 善太郎議員）

今、町長がおっしゃるとおりなんですけどね。そこまで行くまでには、いろいろありまして、すんなり「そうですよ」という話に落ち着いたわけではないんですがね。

議会の中での一般質問での9月5日の久田議員の一般質問の中で、確かに3月24日に工事は完了していたかと。最初は、よくわからなかったんですがね、調定中だから答弁は控えるということでした。いや、それと完成検査と何の関係があるなど、業者間の取る取らない、やるやらないの調定と、その完成検査を、実際に終わっていたから完成検査をやったのかというのは、それは意味が違うんじゃないのと、そういったことにしたら、最後には、完成検査はやったと。要するに、1回目は答弁控える。2回目は、検査を、やはり完全に完成、適正に行われたということで、検査はという具合に言っている。検査はでとまっている。検査をしましたとは

言っていない。

次の答弁、要するに今から防災とかいろいろありますので、そのために枠は残したままで検査をしたと、枠は問題になっているわけですね。外から見える枠が。あの枠を外さないうちは工事は完成じゃないのということでは言っている。ただ、枠は残したままで完成検査はしたと、これが完成と言えるかどうか。普通、私はこのときに建設課長にも聞いていますが、建設課長、その建設工事をやりますね。その枠がある、枠を、コンクリートを打つためでしょうね、私はよくわからんけど。その枠を残したままで普通、検査はしないんじゃないですか、どうですかね。そのときも一応聞いていますよ、課長に。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

私もそのとき答弁いたしましたけども、我々が今やっている住宅等というのから言えば、完成というのは、物ができ上がったものを完成検査ということで実施しますので、たまたまその防災センターに関しましては、1工区と2工区というふうに分かれておりましたので、その1工区が終わって、2工区とのつなぎというんですか、その取り合いの中で、どこの時点が完成なのかというのは、取り合いの部分もあるということで、私、答えたのかなあという思いがあります。

○10番（松山 善太郎議員）

一般的には、その枠が残った時点では完成とは言わないのだそうです。やはりこのときは、もう完成はしていたと、完成検査もしたと。あと委員会の中では、翌日、9月5日はこれで済んだんです。9月6日の翌日の朝、議長の取り計らいで再度、その調定とかについて説明をするということになったんですよね。その当時の、ここではね、言い方が非常に微妙なんです。完成検査としては適正に行われているという報告を受けていますので完成検査はしたと。やってあると。この報告を受けたのでというのが、よくわかりませんが、いわゆる翌日、またわざわざ完成検査をちゃんとしたというぐあいには言っているんです。その後、委員会に入りますけれどもね。委員会では第1回目は私たちだけでやりました。いい兆候を見ました。

第2回目、まあこれは余り経験がないので、建設課長も多分、この工事がおくれた分の説明についてですよ、こういったやりとりがあるんです、非常に気になります。これ建設課長、こういった経験、ないかもわかりませんがね。そのいわゆる杭、私はよくわかりませんよ、基礎を固めるために土中に杭を打つそうですね、杭。そういったことは役場で経験ありますか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

私が役場に来たところに、天城中学校の建設工事が入っております、杭打ち作業を、実際、技術的な面までは見ておりませんが、状況は見ておりました。

○10番（松山 善太郎議員）

これ、杭だなんてのは一番下の下で支えるものですからね、私はめちゃくちゃ固いやつと思いますが、どうですか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

基礎杭に関しましては、最近いろいろとあるように聞いております。我々、公営住宅の場合は、穴をあけて、その掘りだした土を3分の1ぐらい残して、セメントペーストを流し込んで、それをかためながら上がってくるというような杭作業もありますが、電柱の場合は、確かに機械で、何というんですかね、あれで打ち込んでいたと考えております。

○10番（松山 善太郎議員）

これも一般的な答弁で結構です。この杭というのは折れることがあるんですかね。

○建設課長（昇 浩二君）

杭の意味としましては、地中のかたい岩盤まで届かせて支持杭と、それで支持杭という効果が発揮できますので、折れた杭では、その指示杭の役割は果たさないのではないかなという思いはあります。

○10番（松山 善太郎議員）

これですね、このやりとりの中で、報告には、報告には載ってないのかな。この杭が折れたというのがあるんですよ。だから工期がおくれたと。要するに、工期内で終わっていないというのが問題ですのでね、工期内で終わっていないのを終わったという検査をして金まで払ったと。そこが要するに問題なわけですので、その理由ですよ、杭が途中で何本か折れたと。これは、誰もいませんかね、今。こういったことありますか、1本じゃなくて何本も折れたと。普通考えられますか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

私、現場におったわけではないので詳しくは知りませんが、施工上、どういう施工の杭を打ったかも私はわかっておりません。ただ、打ち込む際に折れる可能性も、まあ固い地盤が予定より浅くにあって、それを力強く打ち込んでいたら折れる可能性はあるんじゃないかなという思いはありますが。

○10番（松山 善太郎議員）

こういったときに、基礎工事をするときに、普通その調査しますよね、地質調査とか。その時点で、どこそこに岩盤がある、どこそこは柔らかい、だから何mの杭

を打ちなさいというのは設計書に載っているんじゃないですか、普通。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

まあ、地質調査といっても全面的にやるわけでありませんので、ポイントは抜いてやりますので、たまたま杭を打ち込む場所が、あの地質と違うという可能性はあると思います。

○10番（松山 善太郎議員）

可能性としてはあるでしょうけどね、たまたま調査に当たってないところに、たまたま何本も打って何本も折れたということは、普通考えられんわけですよ。余り疑うわけじゃありませんがね、私、人間が悪いもんでね。もともとその杭が弱かったんじゃないの。ちょっと打ったぐらいで折れるというのは、1本じゃない、何本も折れたと言っている、これ何本か聞くのを忘れてますけどね。こんなことは普通あり得ないことじゃないですかね。それがあったから遅れたと。これが、まずそのやりとりの中で気になる場所ですよ。

11月6日にですね、答弁が出てきました、文書で。まあ完成はしてなかったと。11月6日、その間にいろいろやりとり、いっぱいありますよ。なかなかその完成してなかったのを検査したと言わないわけですね。これは11月6日、10月24日から始めて3回目の委員会的时候に、もうとどのつまりが最終の終了が5月14日ですと、5月14日。サッシを取りつけたのが5月14日という報告を受けてる。普通ですね、完成検査、終わってないのに一応完成検査をやりました。やったら、その後でもね、その完成したやつを5月14日に終わったというのを言っているわけだから、これ普通見るんじゃないですか。課長、どうですかね。ごめんなさいね、もう一般的な考えで結構です。完成したと言ったら普通行って見る。見たり、後からでも写真を撮るのが普通じゃないですかね。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

一般的なお答えで済みませんが、まあ、我々が工事が完成検査をしたところ、補修とか修補とかあった場合は、その部分の完成をもって完成とみなすということでございます。

○10番（松山 善太郎議員）

これでやるとですね、これが非常におかしいんですよ。ここも、まあこれから先の話、4月18日にサッシを、まあエレベーターを取りつけたと、4月18日という報告を受けていると言っている、「見たの」と言ったら、後で見たと。その時点では見ていないわけですね。報告を受けていると、4月18日にエレベーターを

取りつけたと。で、サッシは5月14日終了と報告を受けていると。5月14日まで工事をしたということは、完全にこの時点で認めているわけですね。「あなた、何かそう言うけど写真もないんじゃないの」って言ったら、エレベーターもサッシも後で見ているので検査はしていないと、自分なんかは検査をしていないと。3月24日にはなかったわけですよ。ない。その後で5月になってから、やりましたと報告を受けたと。行って見たのと、写真でも撮ったのと。見てもないし写真も撮ってないちゅうことなんですね。これってね、非常にやり方がずさんというかね、大雑把というのか。

後で聞いてみました。これは担当した職員、そこには、この当時、宮山君とか春君とかね、ある程度こういったのにたけた人がいる。彼らに担当させないで、全く素人の総務課から移ってきた若い職員に、経験の様子もないのに、建築と何も自分とは関係ない畑だと、学校も、その人に担当させているんですね。見たくもなかったんじゃないですかね、あとはもう、余りにもずさんだから。だから、こういった報告を受けているんですね。ここまでが、まあ私たちが調べた分です。

申し入れ書の分に入ります。これはもう、町長に対する申し入れですので。まず第1、契約書に基づいて施工完了日まで2.9%の履行遅滞の場合における損害金を請求すること、これ今から町長に正式にこの申し入れが行きます。この点について、答弁できる範囲で結構です。

**○町長（森田 弘光君）**

その契約書というものの自体、まだ承知していないんですけども。また損害賠償金を請求するというのであれば、また法的なところなどを考慮しながら、また、そのしっかりと申し入れ書に対する対応をしていきたいというふうに思います。

**○10番（松山 善太郎議員）**

今の報告でおわかりのように、この検査調書自体は公文書です。これは議会の中でどう思うかということで、いや、それは公文書であるというふうに答えています。公文書を偽造している。しかも使ってお金まで出している。公文書偽造行使です。この部分について、天城町の職員の懲戒等に関する指針に基づいて厳正に対処してほしいということを申し入れております。これについて町長、お願いします。

**○町長（森田 弘光君）**

お答えいたします。

私どもは、そのいわゆる処分の指針というものを制定しております。やっぱりそこにのっかって、その一つ一つの事案については対応していく、そのような考え方でおります。

**○10番（松山 善太郎議員）**

これはですね、先ほどから何度も、もうしつこいようですがね、町長のね、3つの約束ですか、隗より始めよ、こういったところから始めていかないと、私はなかなかこう緩んだたがはそう簡単に、もとには返らないと思いますよ。懲戒にする指針というのがあるわけですのでね、厳正なる対処、もう一回だけお願いします。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

私ども、その指針というものをつくっております。それに基づいて対処していきたいというように考えております。

○10番（松山 善太郎議員）

あそこには、普通ここまでは想定していないと思うんですよね、公文書、こういう具合に。まあ平気ではなかったでしょう。かなりジレンマもあったでしょうね、ここまでやるについては。しかし、やってしまったことについてはね、ペナルティーはペナルティーですので、先ほどの件もですよ、議会に対する書類の提出、取り下げ、また出す、ここら辺からですね、これが一番大きな問題ではありますけどね。ここら辺、非常に、非常にゆゆしき問題と思いますのでね、ここはやはり厳正なる対処をお願いしときます。

もう一つですね。工事発注に関しては、責任を明確にするためにも、工期、工区分け、工事担当、工事監督人等慎重に判断し、この部分でですね、慎重に判断し、全くの素人はいけませんよということです。また、工事事務、ええっと契約事務、規則、財務規則に従って、このような問題が起こらないようにすべきであると。

もう一つだけですね。工事を、5千万円以上の工事を発注します。で、仮契約はできます。あと議会に提出します。その時点で契約は、議会の議決を経て契約は成立すると思うんですが、これに間違いはないでしょうかね。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

議会に付すべきその工事案件というのはありまして、5千万円以上の契約の場合は、その議会の議決を経ないとそれが契約として成り立たない、それまでは仮契約でということですので、それは、その仮契約書の中の一番末尾だと思うんですけど、そこには、これは議会の議決を経て正式に効力を発するということが、しっかり明記されているというふうに私は認識しております。

○10番（松山 善太郎議員）

これですね、私が見出したんじゃない、余り言いにくいんですが。これはその契約が成立しますね。支出負担行為というのは、これの後だと思うんですが、これは間違いありませんか。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

会計規則というのがございまして、基本的には契約が成立した時点で支出負担行為、いわゆる契約がしましたので、私たち町とすれば、その契約の相手方にお金を払う義務が生じたということの一つのあらわれとして支出負担行為というのを起こします。

○10番（松山 善太郎議員）

これは、今町長がおっしゃるように、このA工区に関して、契約の議会の議決を経る前に支出負担行為を起こしてある節があるんですが、これはまあペナルティーとかそういうものではないんですがね、そういうのがあるそうです。これは契約の前に支出負担行為を起こしているそうです。だから、ここ自体がね、その検査調書も全てですよ、前のめり前のめりに、さっきのマリンジェットのあれも委託料の支払いも、職員がね、前のめりに前のめりに処理している。余りね、感心しないですよ。

この前から申し上げているようにリース契約でね、新車を乗り回すのもそうです。どっかでね、公務員としての本分、天城町の職員としての本分を忘れていたような気がする。こういうのを見るとね。だから、ここら辺を、町長として、この件はこれぐらいですので、どのように対処しますか。

○町長（森田 弘光君）

1点、そのこの事業を行われたとき、私はですね、副町長という職にございました。この事業自体でいろんなその、いろんなそのさまざまな議論が、この議場でもなされてきました。そして、いよいよ仕事が始まるというときでありましたので、私、副町長という立場で職員を監督する義務があるわけですけども、この事業自体が50年に1回、100年に1回、もしくはというそのような大きなプロジェクトだというのは、皆さん方と認識は共有していたと思うんですけど。やはりそれがですね、しっかりとその完成して、そしてまた町民に共有できる、そのような施設になればいいなという、すごい強い思いがあって、そういういわゆる工事の内容等について、当然、副町長として指揮監督しなければいけない立場にあったわけですけど、そういう完成、そういったものに思いをいたして、具体的なそういう今の支出負担行為の問題とか、当然、私はそこにその決済印を押していると思うんですが、そういったことについて思いが及ばなかったということについて、今非常に、この反省をしているところでもあります。

また、今議員のおっしゃったように、やはり、私は保育所の職員だ、私は教育委員会の職員だ、私は税務課の職員だ、仕事をすれば、その仕事をすればいいんだと



いう前に、やっぱり地方公務員、そして天城町役場の職員であるということですね、ここら辺については、先ほどの、旅費をもらったら5日以内で精算しないとイケない、資金前渡したら、2日以内では、その領収添えて、資金前渡、しっかりと精算しないとイケない、そういったものが、どの部署にいてもやらないとイケないということだと僕は思っているんですね、まあ当然なんですが。そこら辺を、この間の会の中で、そういったお話は職員に対してはさせていただきました。

ややもすると、私は何々課の職員だからその仕事さえしとけばいいんだみたいな、何かちょっと違った認識が、ちょっと職員の中にも生まれているんじゃないかと思って大変心配しているところです。やっぱり地方公務員であり、まず天城町役場職員である、そのためには、しっかりと守らない、どの職場にいても守らないとイケないんだというところ、そして遵守しないとイケないんだというところだけは、これからしっかりと、ちょっと言葉が荒いかもわかりませんが、叩き込んでいきたいと、そのように思っています。

○10番（松山 善太郎議員）

この件については、最後になりました。この防災センター、この前、気がついたんですけどね、こう見えて、金婚式でしたかね、私が座っているところの正面の壁、舞台に向かって左側の壁ですね、2カ所ほど黒いしみが出ている。明らかに雨漏りと思われる。で、どっかの壁にタイルのひび割れもあるそうです。こういうの、目で見てわかるところにこういう欠点が出ている。

その他においても、現状をしっかりと確認し、補修が必要な箇所は保証期間内でしっかりと補修をさせることと、これが町長が見ていない4点目の申し入れです。町長が見た時点では、ここは入っていませんでした。この点について、もう一回言います。明らかに雨漏り、タイルのひび割れがあると。その他においても、現状をしっかりと確認し、補修が必要な機関は保証期間内でしっかりと補修させることと。保証期間というのがありますか、建設課長。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

まあ建築と土木によって違うと思うんですが、期間については、ちょっと記憶にございません。

○10番（松山 善太郎議員）

保証期間というのがあるかないか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

瑕疵担保責任ですかね、そういうのはどっかにあったような気がします。済いま

せん。

○10番（松山 善太郎議員）

住宅をつくっていますね、今。間違って雨漏りがあった、それは業者に直させると思うんですが、どうですか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

住宅の場合は10年間だったと思うんですが、確かに補修の義務はあります。

○10番（松山 善太郎議員）

あれだけ大きな建物ですのでね、ないということはないでしょう。私たちの間でも10年間じゃないのという話が出ました。確認したら、まあ10年でしょうということにはなっている。今言ったこと、わかりますか。もう一回これをどうするのか、今の申し入れに対して。今回は、もうここからは、あなたの分ですよ、補修させるかどうか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

今、管理のほうは総務課でやっておりますけども、そういう補修等があれば、関係課、相談をしてですね、そこら辺は業者のほうと打ち合わせをしていきたいというふうに私は思っております。

○10番（松山 善太郎議員）

町長、今の件について見解をお願いします。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

4点目ということになるのでしょうか。そのいわゆる、その3年間、時間がたってきました。そのいろんな不都合というか、不具合が出ていますということですので、そこについては、また今、その建設課長のお話のように、その期間、そしてまた、いろんな契約の中を見ながら、しっかりと対応していきたいというふうに思います。

○10番（松山 善太郎議員）

早くしないとですね、私はよく、まあ自分の家に、あのぼろい家に例えては悪いんですけどね、雨漏りだなんていうのは表面に出てくるころには、いっぱい広がっているんですね、天井裏一面に。一番弱いところから少し出る。その裏を見たら、ずっと広がっているわけですよ。水ですのでね、相手は。ですから、あそこらにね、やるべきことはきちんとしてもらわないと困ると思いますよ。

以上、いろいろ苦情を申し上げましたが、今言ったように公務員としてやるべき、

あるべき姿を忘れないで、スピーディーにスピーディーにやってほしいと思います。  
あと、議長、どうしますかね。あと1点残っていますけど。12時回ると思いますが、行けるところまで行けますか。

○議長（武田 正光議員）

続けてくださいよ。

○10番（松山 善太郎議員）

はい、わかりました。

では、建設行政について行きたいと思います。

住宅ですね、きのう、大吉議員の答弁にもありましたが、1月入札、この入札がそんなに遅れたのはどういったわけですかね。1月入札、これ元年度の事業ですよ、間違いなく。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

議員のおっしゃるとおり元年度の事業であります。補助金確定が7月ごろに来たということで、地質調査、あるいは設計業務委託というのをに入れてやっております。設計が完了したのが11月15日ということで、そこら辺で県のヒアリングを受けに行くわけですが、ヒアリングを受ける前に、担当の自己審査、ヒアリングを受けるに当たっての自己審査をして、ヒアリングを受けたのが12月の4日と、県庁で受けたのが12月の4日ということでありまして、その後、県の指示等がありましたので、その修正作業をしながら発注事務に向かっていくということになっておりますので、年末で出せればいいんですが、ちょっと今回は、ちょっといろいろ設計の段階で工事費等の変動が、幅がありまして、そこら辺を担当が、今詰めているところであります。

○10番（松山 善太郎議員）

この工事費等のいろいろありましてということで、今担当が詰めていますじゃないわけじゃないですか、補正に出ているんじゃないですか、違いますかね。

○建設課長（昇 浩二君）

補正をお願いしてございますが、それは設計が出た段階で、ある程度、予算の不足は否めないということで補正に上げさせていただいております。

○10番（松山 善太郎議員）

補正も半端じゃなかったような気がするんですよね。とにかくですね、これもうちょっと早めにしてもらわないと、何年度の工事か、もう見ている我々はわからなくなりますよ。今から発注したら、恐らく来年、ずっと引っ張るんじゃないですか、12月ごろまで。そしたら、結局、発注はどうあれ、工事の形としては2年度の工

事にしかありませんがね、主にやっている工事の期間が。それじゃ、ちょっと困りますよ。やはり、もうちょっと工夫、県も県だ。もうかなりいい加減ですね。もうここら辺は何ぼ言っても一緒ですので次に行きます。

入居。ここに入居者の名簿、まあ名簿じゃないね、入居者のあらしをもらっているんですが、今、新しい住宅に入っている方を簡単にわかるだけ御紹介お願いします。どういった方々が入っているのか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。申しわけありません。

名前は、よろしいですか。

○10番（松山 善太郎議員）

名前は結構です。

○建設課長（昇 浩二君）

1人目が、Uターンの方で奥様と子供さんが1人という方がおります。次、役場職員ということでもあります。次は病院勤めをしている方、これもUターンの方でありまして、現在、子供さんいないんですが、新婚の夫婦であるということでもあります。次の方は、これも役場職員であります。町内に居住して町内出身であります。奥さんがいて新婚さんであります。次の方は電気店に勤務しております。Uターンの方でありまして、今この方も新婚さんであります。次の方が、地域おこし隊ということでIターンの方でございます。奥様とお子様1人ということでございます。次の方が、農業をされている方であります。Uターンされて農業されております。奥様とお子様1人ということでございます。

○10番（松山 善太郎議員）

これは選考の過程を、別に議長に意地悪するわけではありませんがね、選考の過程を少しお教え願えますか。最後、抽選になっているはずですが、そこまで。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

選考というのは、公営住宅法と町の条例等にのっとり選考しております。それに当たって、公募のほうを、本年7月10日から7月31日にかけて、AYT等で公募しております。その中で、平土野団地6戸につきましては、本年8月23日に選考委員会を開いております。その中で、選考委員にかけたのが、22家族の方を選考委員会のほうで検討していただいております。その後、公開抽選につきましては9月の13日に抽選を実施し、ただいまの6家族が入居決定ということで決まりました。

○10番（松山 善太郎議員）

公開抽選ということですが、この公開抽選は何名ですか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

13家族であります。

○10番（松山 善太郎議員）

参加者も13名でいいですか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

抽選会に参加されない欠席の方も、また取り下げという方もおりました。

○10番（松山 善太郎議員）

何名ですか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

取り下げが2件、欠席が3件。

○10番（松山 善太郎議員）

これは会議録では7となっていますので、5名が来て、10人になっていますので5、5が抜けたから7、最終的に7名で抽選したということでもいいですか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

まあ私が報告受けているのでも7件ということになります。

○10番（松山 善太郎議員）

役場職員が3名入っているんですが、これについて、町長、少し違和感を感じませんか。

○町長（森田 弘光君）

比率としては多いなというところはございます。

○10番（松山 善太郎議員）

やはりですね、6件しかないのに、その中で3件、役場職員が入っている。この抽選で10人落ちたのに5名がやめて7名でやっている。その前にも、さらに22件あったと。22が10人になって、10人が7になっているわけですかね。まあ、それぞれ事情あって、ちゃんとやったということになるんでしょうが、どうも違和感を感じます。ここら辺も今後、注意をしてもらいたいと思います。身内に甘くならないように。

西阿木名に住宅がいったいきさつも聞いたかったんですが、昨日は答弁の中でね、町長、住宅をつくるのは、地方創生の人口戦略でもあると。前倒しに集中的に予算

を投入できないか、これは建設課長にでしようね、総務課長にかな、これはね、言っていると。これは、こういったことをかねがね言っているわけですかね、前倒ししてできないかということ。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

私はですね、やはり今住宅をいかにして確保するかというのが、一番また、まあ一番とまではいかななくても大きな課題であるというふうに思っています。やはり若い人たちがしっかりと天城町に定住していくという中では、住宅はつくることは大事だということで、私はこれまでも日常的に、そういうお話をさせていただいております。

あとは、例えば、今来年も、その向こう、隣につくるわけです、次の年ですかね、今年か、今年ですね、わからなくなってしまうんですけど、今度1月に発注する工事も、そこにつくるわけではありますが、やはりそこも含めて、私はもっとつくったほうがいいというふうに思っております。

あとはまた、松山議員がおっしゃるように、なかなかそのマンパワーというんですかね、さあ、そこら辺が、しっかりその、そのつくれ、つくれ、あとは財政の問題もあるんですけど、つくるってなった場合に、マンパワーがしっかり対応できるかなと思って、ちょっとそこだけは懸念をしているところなんですよね。これがまた1月になってしまう、2月になってしまう、結果として何もできなくなってしまうみたいなどころまでいかないかなと思って、ちょっと内心は懸念はしているところです、マンパワーについては。

○10番（松山 善太郎議員）

ちょっと待ってくださいね、今この入居の家族構成には全く文句のつけようがありませんね。たった1人だけですね、町内にもともといた方は。これは役場職員です。あとは全部Uターン、Iターンですのでね、住宅はこういった効果が出るわけですよ。Uターン、Iターンが入ってくる。その前にも、1件どっかに入っていますね。新しい、あそこら辺の、どこかな、あそこら辺の住宅に1人ね、これも都会から帰ってきた人です。7件のうちの6件にUターン、Iターンが入っている。非常に好ましいことなんです。これは文句のつけようがありません。ぜひこういう具合にしてほしいと思います。

もう議長、行きましようね。私としても、あんまりたくさんはありませんけど、その変更契約ができるというのはどういったときですかね、課長。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

変更契約といいます。基本、原則ですね、30%以内ということで国交省あたりのガイドラインに載っているところであります。

○10番（松山 善太郎議員）

結論が出してしまいましたのでね、やりにくくなったんですが、そのそうじゃなくて、規則のところにね、こういったときに金額が変更できる、こういったときに履行期限が変更できるというのがあるんですね。これについて、その天災とか何とかいろいろ書いてあります。これについて、まずお答え願いたいと思います。

○建設課長（昇 浩二君）

失礼いたしました。契約の変更の場合、天城町契約規則のほうにも第38条に載っております。天災地異、社会経済情勢の急激な変動に伴う物価、または賃金の激変その他やむを得ない事情があると認めるときは契約の相手方と協議して契約金額を変更することができる、2もあります、3もありますが、また契約書の中にも、第18条、条件変更等ということで、受注者は工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員等に通知し、その確認を請求すると。図面と現場等の仕様が一致しない場合、また大きなこと例えば、工事現場の形状、地質、湧水等の状態が、設計と、当初の設計と一致しないと、いろいろな条件があります。こういったことによって契約変更を協議して決めていくということでございます。

○10番（松山 善太郎議員）

その変更をできる、今の金額は30%以内というのがありました。期間についてもあるわけですかね。例えば、半年で工事をしなさいといった。さらに、それを半年以上延ばすとか、こういったのがありますか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

金額についても変更できますが、工期等についても変更できると。

○10番（松山 善太郎議員）

だから、その30%以内みたいなものがあるかという。期限。

○建設課長（昇 浩二君）

期限についてですか。

○10番（松山 善太郎議員）

はい。

○建設課長（昇 浩二君）

期限については、私はないと思っております。

○10番（松山 善太郎議員）

これで防災センターのB工区、もう早く行きます。8カ月だったのが、あとで10カ月ぐらい延びているような気がするんですよ。これも例えば、30%以内であれば3カ月以上は延ばせないということになる。ですからね、そういったのがあるかないか、聞いているんです。

○建設課長（昇 浩二君）

私どもの工期のとり方としては、繰越事業になる場合は、一旦3月31日で工期を切ります。その後、変更契約ということで、新たに4月から繰越事業として工期を決定して変更契約するということになります。

○10番（松山 善太郎議員）

では、わかりました。ちゃんと僕は出したと思うんですが、宇和良治線ですね、去年工事した宇和良治線、あそこの変更の理由は何ですか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

当初、契約の中でCBR試験ということを実施するということで、道路改築の場合はCBR試験が必須となってきますので、その試験の結果によって路盤の軟弱な地盤があったということで、その軟弱な地盤を改良するための変更であります。

○10番（松山 善太郎議員）

これがわかって、そうやった変更契約をするのがわかったのは、いつですかね。業者から申し入れがあったのが。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

日付はちょっとわかりませんが、まず当初、発注をした業者が、そのCBR試験の発注をいたしますので——ちょっとお待ちください、その試験の結果のというのは、今ちょっと、申しわけありません、期日等は、ちょっと今持ち合わせておりません。

○10番（松山 善太郎議員）

そんなに時間はね、かかってないと思います。8月10日入札、9月12日に変更契約していますので、その前、9月の下旬、20日ぐらいで申し入れをしている。問題なのはね、ここからなんです。この財源はどんなにしたんですか、その追加分。追加で工事が379万追加になっている。これが30%以内におさまっているのか。

それともう1つ、その379万は、どこでどの時点で予算措置をしたのか、この2点。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。



当初からですね、C B R 試験をしないと地盤の状態がわからないということで、それを見込んで予算はありましたので、C B R 試験の結果をもって、その軟弱性がありますので1 m掘削する場合もあります、5 0 cmで済む場合もあります。そういった中で変更契約で見ましようということで、当初から予算はありました。

○10番（松山 善太郎議員）

当初から。

○建設課長（昇 浩二君）

はい。

○議長（武田 正光議員）

松山議員、時間が近づいています。簡略に。

○10番（松山 善太郎議員）

町長ね、これ今、当初からと言いましたが、6月5日に補正を組んでいるんですね、450万。これで1千500万だったのが1千950万になった。で、1回目の入札を7月の17日に400万円ですしている。当初に比べたら、残ったのは1千100万ですね。6月に追加をしてありますので、450万円。ですから、1千550万残っている。それで8月17日にね、入札をしました。1工区、ここを工区分けしてあります。359万6千円で1工区は取った。で、2工区は810万円を取ってあります。取った。で、その後、変更契約で379万2千200円ですね。変更契約で追加をしてある。補正予算を組んだんだ。これは工事がわかる前に。要するに、補正予算を組んで、その補正予算の枠内におさめているんだよ、変更契約で。残ったお金はたったの600円。ぎりぎりいっぱいまで取っている。この業者さんはどこですか、町長の身内じゃないですか、答弁お願いします。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

松原の業者であります。

○議長（武田 正光議員）

松山議員、簡略に。

○10番（松山 善太郎議員）

はい。これはもう町長の身内なんですね。町長、ずっと前にも、私はこのことを言っている。李下に冠を正さず、瓜田に履を納れずですね。こういったのを、これからは絶対ないようにしてほしい。これ疑ったらキリがありませんよ。

もう一回言います。当初で予算を組んであった。6月補正を組んだ。その後で入札をして、ぎりぎりいっぱいこのを出している、変更契約で。しかも450万補正を組んで、たった残ったのは、たったの600円だ。変更契約自体も非常に、疑

ったらキリがない。600円しか残らないように設計をして、お金を出したとしか思えない。

ですからね、もう一回言います。李下に冠を正さず、瓜田に履を納れず、これからの職員の採用とかいろいろいっぱい出てきます。100名単位で。まさかとは思いますがね、これはもう町長のいないところでやっている分です。こういったことがないように、厳に要請をしておいて、時間をかなりオーバーしましたが、いろいろ申し上げましたが、お聞き苦しい点があったことはおわびを申し上げます。

以上で、一般質問を終わります。

**○議長（武田 正光議員）**

休憩に入ります。午後1時15分に再開いたします。

休憩 午後 0時15分

---

再開 午後 1時15分

**○議長（武田 正光議員）**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、7番、久田高志君の一般質問を許します。久田議員。

**○7番（久田 高志議員）**

こんにちは。師走に入り、心なしか慌ただしくなってきたような気がいたします。これからバレイショの管理やサトウキビの収穫作業、輸送が開始され、島の最盛期、農業繁忙期へと入ってまいります。安全第一で無事故で各作業が順調に進められることを祈念しながら、先般の通告に従い、一般質問を行います。

まず1項目め、医療対策について。島内で治療が難しいと言われる疾病患者への旅費助成について、その後どのようなになっているか。

2項目め、教育行政について、各種検定資格取得支援の取り組みについて、どのようなになっているか。

空港管理について。徳之島空港運用時間延長に伴う対応はどのようなになっているか、人員、予算、安全管理面等でございます。

4項目め、議会対応について。議会での虚偽答弁について、どのように考えているか。

5項目め、指名委員会について。指名委員会とは、どのようなものか、また指名委員長の権限とはどのようなものか。

以上、5項目5点について、執行部の誠実な答弁を求め、1回目の質問を終わります。

**○議長（武田 正光議員）**

ただいまの久田議員の質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田 弘光君）

それでは、久田議員の御質問にお答えいたします。

1点目、その1、島内で治療が難しいと言われる疾病患者への旅費助成について、その後、どのようになっているかということでございます。

お答えいたします。この御質問につきましては、3月の定例議会においても御質問をいただいたところでございます。その後、対象者の範囲や様式等の調整など、要綱の制定に向けて進めており、新年度から実施予定したいと考えております。

2点目の教育行政については、教育長のほうからお答えさせていただきます。

3点目、空港管理について。その1、徳之島空港運用時間延長に伴う対応は、どのようになっているか、人員、予算、安全管理等を含めてということでございます。

お答えいたします。10月27日から冬のダイヤ改正がなされまして、徳之島空港の運用時間が1時間延長となっております。業務は、シフト制の時間を変更して対応しているところであります。また、予算につきましては、県委託金が年度途中、調整額で増額となっております。安全管理等につきましては、排水路、フェンス等の整備、駐車場周辺の外灯設置など、県には要望をしております。また、空港利用者に不便がないよう、引き続き要望活動等も行っていきたいと考えております。

4項目め、議会対応について。議会での虚偽答弁について、どのように考えているかということでございます。

お答えいたします。天城町防災センター新築工事A工区の完成検査について、前回の9月議会での答弁に誤り、虚偽があったのではないかとありますが、事務検査特別委員会の報告を受け、その結果を踏まえて対応してまいりたいと考えております。

5点目、指名委員会について。その1、指名委員会とはどのようなものか、また指名委員長の権限とはどのようなものかということでございます。

お答えいたします。指名業者推選委員会設置規定というものがございしますが、その第1条にあるとおり、地方自治法施行令第167条の順位の規定に基づいて、町長が行う指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加させようとするものの指名推選を行うため行うものであります。

また、委員長は、その委員会の議事の運営をいたします。また、必要に応じて主管の担当者の出席を求めることなどができることとなっております。

以上、久田議員の御質問にお答えいたしました。

○議長（武田 正光議員）

次に、教育行政について、各種検定資格取得支援の取り組みについてどのようになっているか、春教育長、答弁を求めます。

**○教育長（春 利正君）**

久田議員の御質問、教育行政について。その1点目、各種検定資格取得支援の取り組みについてどのようになっているかとの御質問にお答えをいたします。

各種検定資格取得の英検、数検、漢検につきましては、来年度から各学校の業務改善及び教職員の働き方改革の一つとして、教育委員会が主体になって小学校と中学校の検定資格取得に取り組んでまいります。

また、資格取得支援につきましては、資格取得に伴うテキスト代及び受験料の支援等について、今後、関係部署と協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

**○7番（久田 高志議員）**

それでは、1回目の答弁をいただき、順次、質問のほうを続けてまいりたいと思います。

まず1項目めの医療対策についてということであります。この質問は、今年3月もさることながら、平成23年6月、平成23年9月、平成28年の9月、31年の3月と約8年間、8年目にして、ようやく日の目を見るようなありがたい答弁をいただいたと思っております。

この間、平成24年には、リスク妊産婦旅費助成、また妊活支援等旅費助成と助成金という形で一步一步実現をしてきていただいたわけですが、やはりこの、やっぱり制度上、非常に難しかったことだとは思っております。この間、やはり行きたくても行けなかった方々や本当に苦勞された方々が多くいらっしゃいました。本当にすばらしい答弁だと思っておりますが、どのような制度で要綱を考えているのか、素案でもあれば、少しお尋ねしたいと思います。

**○保健福祉課長（碓本 順一君）**

お答えいたします。

まずもって、先般の議会の中で、私、12月にはお示ししたいと答弁させていただきました。ところが、検討事項が重なってまいりまして、この議会にお示しできないことをおわび申し上げたいと思います。

概略のほうを申し上げます。まず一番困難だったのが、疾病の範囲ですね。島内で治療できない、その根拠のところをどうするんだということが、非常に重たい議論がございまして、今は、医療機関、島内の医療機関に御意見いただくことと、島外の紹介先の医療機関の診療の、受診の証明いただいて、あと経費の領収書です

ね、その中で動いてまいりたいと思っているところです。

実は今もって、ちょっと非常に困っているのが、その医療機関、島内医療機関の医師の意見書のところなんです、そこを医療機関も負担にならないような形を何とかつけれないかと、またここを余りにも簡略化してしまうと歯どめがきかなくなる部分もあるなという中で、今少しお時間いただきたいなというところであり、以上です。

#### ○7番（久田 高志議員）

その疾病の範囲、本当に難しい範囲だと思っております。

これまた一つ参考なんですけれども、これは今年3月、和泊町のほうで似たような要綱が作成されております。ただここは、和泊町の子供島外診療費助成という形で、18歳未満の子供たちに限られているようであり、今年の3月に制定されております。

その中に、後で参考、またお渡しもしますけれども、いろいろこの医療機関からの、医療機関への申請書とか証明書とか、そういった資料も全部整っていますので、また後で渡します、ぜひ参考にさせていただきたいと思っております。

これを見ながらなんですけれども、やはりその疾病で島外に行かれる方、一人で行かれる方と、また子供たちにしてみたら、やっぱり保護者が同伴しないと行かない。また、要は介助が必要な方、また要支援者という方は、必ずどなたかが同伴をしていかないと、鹿児島なり、奄美なり、沖縄なりというあたりになると思いますが、やはりどうしても一人では移動が困難だということも想定されます。そしてまた、その当事者自体は病院に入院という形になったとせよ、同伴される方は、やはり近所のどこかでやっぱり宿泊をしないと行かないような状況もあると思っております。そういったところも含めて、要綱制定にはまたちょっと組み込んでいただけないかということですが、いかがでしょうか。

#### ○保健福祉課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

今、久田議員がおっしゃったように、患者さん本人は当然患っていらっしゃる方ですので、社会人であっても、お一人で移動は困難というケースが多々あるかと予測しております。付添人という形で、本人様と付添人の方というのは想定しております。また救急搬送ということも想定されますので、さかのぼり2カ月と今のところ思っているところなんです、いうのも想定の中で固めているところです。

以上です。

#### ○7番（久田 高志議員）

本当に念願がかなったと、本当に町民の苦勞されている方々の思いが報われる答

弁だと思っております。その中で、何度もこの質問の中で、やはり一つの制度としてしっかりと適正な利用をしていただきたいと。要は、やはりこれだけの事業を仕掛けると、ややもすると、多額の予算が必要なことも想定されております。やはり何度も申し上げますけれども、病院を選ぶような制度であってはいけないと。要は、こちらの病院よりあっちの病院がいいと聞いたから、あっちに行きたいという制度ではいけないと思っています。本当にこの島内で治療ができないというような方たちが適正に利用できるように、また、そういったところも努めていただきたいと思っております。

しかしながら、いつまでもまたそういった形を検討をすることによって、要綱の制定が遅れたりすることがないように、もちろんあってはならないとは思いますが、とりあえず要綱を定めて、悪用等が発生した場合には、その都度やはり改正をしていくぐらいの考えで、ぜひ来年度当初から施行、要綱を制定して実現していただくということでございますので、もう一度確認で。来年の4月1日からは、やはり安心してそういった心配が取り除かれる天城町になるという認識でよろしいでしょうか。

**○保健福祉課長（碓本 順一君）**

今、久田議員おっしゃったように、制定して、ずっと運用をしていくべき制度だと思っております。その中でいろんなアドバイスをいただきながら、より完成度の高い要綱の制定に向けて全力で取り組んで、当初予算の中にまたお示しするつもりでございますので、よろしく願いいたします。

**○7番（久田 高志議員）**

本当に大変すばらしいことだと思っております。昨日あたりの答弁でもありましたけど、他町と比べても、やはり足並みをそろえることも大事ですが、他町よりやはり一歩先に抜きん出ること大事だと思っております。やはり本町においては、保育料の実質無償化、また家畜畜産の奨励金等に関しても、やはり国よりも先に実施をしてきた実績がございます。こういった医療対策についても、今後、国や県が追従してくる可能性もあるんじゃないかと思っております。これからも他市町村のモデルとなるような天城町であってほしいと。住んでよかったと言われるような、そして、これからもずっと住みたいと言われるような天城町づくりに努めていただきたいとお願いをしながら、次の2項目めに移りたいと思っております。

教育行政について、各種検定資格取得支援の取り組みについてということで、この件も平成29年の6月、30年の6月という2回の質問をさせていただきました。今回で3回目になるわけですがけれども、本当にまたすばらしい御答弁をこちらのほうもいただけたと思っております。

まず、この質問にまず至った経緯は、平成29年度ごろですかね。センター試験の制度改革が言われ始めて、本来であれば、来年度のセンター試験あたりから英検に関しては導入されるという予定、計画がございましたが、国の諸般の都合により見送られた経緯がございますが、必ず近い将来、こういった資格取得がまた認められるようになると思っております。教育委員会が主体となって英検・数検・漢検について実施するとの答弁でございましたけれども、どのような形態で実施を考えているのかお尋ねしたいと思います。

**○教委総務課長（基田 雅美君）**

お答えします。

まず、英検・数検・漢検に関しましては、英検と数検に関しましては5級からありますけれども、中学生を主体に考えております。あと、漢検に関しましては、小学校1年生からも受験できるということで、そこも含めて今後協議したいと思っております。

今現在、この検定に関しましては、学校が主体的に行っております。学校によって温度差があるのも皆さんも御承知かと思っておりますけれども、やはり先生がいるいないに関して、差が出ているところもありますので、今後この級に関しましては、済いません、実は、ちょっと戻りますけれども、この9月、10月の教育委員の定例会のほうでも、ちょっと時期が少し遅れたんですけども、やはりこの取り組みをしようじゃないかということで、2回ほど定例会で協議しております。今、この12月の定例会でも私たちの案をお示しすることになっておりましたので、ちょうど今、真っ最中なんですけれども、当初予算に向けて、また皆さんに御報告できるようにやっていきたいと考えております。

**○7番（久田 高志議員）**

よくわかりました。ただ、ちょっとテキスト代と受験料に関しての助成という、支援という形で答弁いただいておりますが、このテキストを配布するだけなのか、そういう指導方法ですね。どういった形で指導をしていくのか。学校に委ねるのか、教育委員会が、例えば、教科セミナーとかを活用してするのか、どういった形で実施するかというのを少しお尋ねしてみたいと思います。

**○教委総務課長（基田 雅美君）**

今議員のおっしゃった教科セミナー、やはり私たち教育委員会総務課、社会教育課がしていますけれども、もう一緒になってやる時期が来たのかなと思っておりますので、学校、生徒たちを、とりまとめを私たちで行いながら、また、まだ協議、今から進めるんですけれども、一緒になってやっていけたらと思っております。もちろん先生方にも、協力できる先生方にまた学校でもできることがあれば、またお願

いっていきたいと思っています。このテキスト代に関しましても、実は今、うちの指導主事のほうが学校の先生方の意見をまとめているところでありまして、ある先生から、ある学校からは、テキスト代だけでも補助してくれたら本当ありがたいですとか、そういう話も出ておりますので、今回このテキスト代ということを出したのはそういうことです。ですので、今、そこも含めて今検討中ですので、また近いうちに御報告したいと思っています。

**○7番（久田 高志議員）**

わかりました。答弁の中でちょっとだけ気になることがございます。要は、全生徒にテキストを配布して全生徒に受験をさせるのか、やはりある程度テキスト等を解読して、可能性があるというか、ある程度の基準に達した児童生徒たちに対して受験代を出すのか。悪い言い方をすると、全く興味を持たずに、全くテキストを勉強せずに、ただ仕方なく受けるという形だけはまた避けるようにしていただきたいと思いますが、その辺はいかがお考えでしょうか。

**○教委総務課長（基田 雅美君）**

お答えします。

おっしゃるとおりです。そこで、私たちも今いろんな全国のホームページ等で見ながら、また、いろんな先生方の意見も聞きながらなんですが、やはり教育委員会として、この検定に向けて、やはり天城町の特色という形でちょっと今回、今後また打ち出していきたいと考えているところで、例えば、小学校1年生が、例えば、小学生のうちで、5、6年生までは何級までをお願いするとか、そこまでは必ずもう天城町の子は漢検は10級までは持っていますとか、そういうような形で限定も必要だと考えております。むやみに子供たちに押しつけじゃなくて、やはりそこは希望をとりながら、そしてあと、やはり苦手、得意な部分もあると思いますので、やはり中学校ぐらいになると、そこもはっきりしてくるのかなと思いますが、小学校のうちでやはりある程度、強制的じゃなくて、そういう説明もしながら、でも、一つの線はつくっていきたいと考えております。

**○7番（久田 高志議員）**

よくわかりました。そういう形で実施していただければ、非常に本町の教育行政の発展につながると思っております。

また、それにも感謝なんですが、ちょっとつけ加えて、子供たちに希望を持たず、目標を持たずという一つの流れだと思えますけれども、地元の樟南二高では、英検の2級取得で、1年生のときに2級に合格すれば全額、2年生のときに英検2級を取得すれば半額を助成して、英語圏、例えば、アメリカ、カナダあたりへの研修をして、支援をしております。先日来の新聞報道等で、奄美市や、徳之島町も昨年度



ですかね、2名ですか、海外派遣をしたという情報をいただいております。こういったことこそ、やはり本町の教育信念もあります。世界雄飛と島担う人づくり、こういったスタートラインではないかと思っております。昨年度、自主的学び応援事業という形で制定していただいて、鹿児島への夏期研修とか、そういったこともしていただいておりますが、例えば、中学生であれば3級なのか、2級なのか、高校生であれば2級なのか、そのあたりを取得すれば、海外研修を支援するとか考えていただけないかと。例えば、アメリカあたりでいいますと、本町出身のすばらしい先輩方がいらっしゃるわけですので、ホームステイ等の相談等も可能だと思っております。そういった形で、ぜひその辺も取り組んでいただければ非常にありがたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○教委総務課長（基田 雅美君）

大変貴重な御意見ありがとうございます。実は、私どもも、特に英検というのは、やはりそこにつながるのかなと思っております。もう皆さんも御存じのとおり、今回、来年度見送りにになりましたけれども、やはり英検2級とか持っていれば、やはり進学、高校進学、大学進学にすごくプラスになるということも聞いておりますし、見ておりますし、そこも含めて、実は今、岡前小学校と名間分校の100周年記念で貴重な講話も実施され、お聞きして、その後に、私たち教育委員会でも協議し、町長とも協議をしております。町長のほうからもありがたいことに、そういう留学制度、留学ホームステイを学校教育のほうでちょっと頑張ってもらってということで、そこも含めて、今ちょうど協議しているところでございます。今言われた留学、ホームステイに関しましては、やはりある程度の英語力というのはないといけないと思っておりますので、やはり今言われた3級とかが目途になるのかなと思っておりましたところでした。本当どうもありがとうございました。

○7番（久田 高志議員）

本当に申し分ない答弁だと思っております。やはり本場で研修することによって、2級が準1級、1級へとつながっていくと考えております。本当にすばらしいことだと思っております。英検ばかりでなく、また数検・漢検においても同様に、目的をもたせて、本町の児童生徒の学力向上へ取り組んでいただき、やはりこの教育指針であります世界雄飛と島担う人づくりに今後も努めていただきたいと思います。余りにも答弁が良すぎて、だんだん後の質問をするのが心苦しくはなってくるんですけども、続けていきたいと思っております。

それでは、3項目めの空港管理について。

空港の運用時間が延長されるに当たり、勤務時間の延長やら、そういったことが実際起きております。そういった中で気になるのが、人員配置等が問題ないのか、

そういったところが気になりますけれども、時間シフトで対応をしているということですが、大体どういった勤務体系のシフトなのかおわかりであれば、答弁いただきたいと思います。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

運用時間が8時30分から19時30分ということで、今10月の26日までよりは1時間延長となっております。その中で、職員は3名、嘱託職員が5名、うち電気技師2名、筆耕職員が1名、計9名によって、今シフトを回している。その中でシフトに回しているんですが、詳しいシフト内容等は、今、持ち合わせておりません。

○7番（久田 高志議員）

それは、またちょっと早急に確認をしていただきたいと思います。恐らく11時間ですかね。運用時間が11時間になっているわけですので、少なくとも2交代制ですね。重複する時間もあるかと思いますが、2交代制は必要だと思います。そういった流れの中で、週休2日、土日の、土日というか、週休2日の休みを入れたりすると、この人員ではちょっと窮屈といいますか、いっぱいいっぱいの状態じゃないのかなということも少し気になっているところでもあります。早急にシフトの確認をしたり、あとは、休暇体制がどのようになっているかですね。やはり週2日、ほかにもやはり年休とか、いろんなものがあろうかと思っていますので、そういったものが適正に使われる状況であるかどうかというのは、確認をしていただきたいと思っています。

それと、この予算書も確認をしているところなんですけれども、補正予算が県のほうから組まれて、県のほうから89万2千円ですかね。予算が増額されておりますが、これは課長にも以前から確認をしていただきたいと申し入れているところですが、この金額の積算根拠ですよ。この財源の裏づけはどういった形で検証されているのか、非常に気になる場所なんです、どういった形で検証されているのでしょうか。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

議員からは、委員会等でも積算根拠というのを明らかにしてくださいということで何度もお話をいただいておりますが、今回のこの89万の件に関しても、内示額ということだけでしか届いていなくて、積算根拠のほうには、空港の所長もですが、私も空港管理、県の港湾空港課行ったりして、空港担当のほうに聞くんですが、なかなかお教えしていただけないということでもあります。空港の職員のほうに積算の

根拠はないんですが、自分たちが今までやっていたのは、給料はもちろんであります。給料、手当、共済費等、また賃金、需用費、役務費、委託料、その他、その他のうちには使用料とか賃借料、こういうもろもろを当初あたりで積算をして、それを県に上げているようであります。そこを県下7空港を県の担当者がまとめて、空港単位ではなく、まとめて県の財務のほうと予算については折衝をしていると。それを後で振り分けているという話は聞いたという話を聞いております。ちなみに、29年度におきまして、請求額は4千812万4千円に対して、決定額が4千49万1千円と、84%。30年度に関しましては、4千855万8千円が要求額です。決定額としまして4千39万6千円と。これは83%ぐらいになっています。31年度につきましては、4千695万5千円が要求額、決定されたのが4千85万2千円と、87%と。約85%前後で推移しているのかなというふうに感じております。

#### ○7番（久田 高志議員）

今の答弁を聞きますと、県下7空港の概算要求に対して、まとめて配分をしていると。要は、県からのやはり委託を受ける中で、その委託金が適正額なのか。今の答弁を聞きますと、やはり100%要求しても、84とか、83とか、87%。87%と言っても、そもそも要求額が減っているわけですね。要は、必要な予算を要求しても返ってこない。入ってこない。要は、他の空港と比較をして、例えば、空港の敷地面積とか、運用時間とか、飛行機の便数とか、乗降客数とかの何かしらの基準があってしかるべきだと思っているんですよね。要は、この委託されている県からの予算が適正なものなのか。もしやすると、ほかの空港より損をしていたりしていないかなと非常に気になるところでございます。要は、まとめて一つの、まさかと思えますけど、県もそんな積算根拠もなく、どんぶり勘定で予算づけをしているとは思いたくはありませんけれども、結局まとめて要求来たものに対して、そこで振り分けるというのは、それはさじ加減でやっているのか、何なのかというところが気になるわけです。課長、これは、しっかりと県のほうに文書で回答を求めるようにしていただけないでしょうか。やはり委託をする以上、やっぱり受託をして管理をする以上は、適正な予算をやはり出していただかないといけないと思っておりますので、その辺はよろしいですか。

#### ○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

今議員のおっしゃっている、今私が申し述べた人件費等のほかに、管理面積も絡みがございます。その中で、その面積に応じて職員が何名とか、臨時職員が何名とかというのがございます。ちなみに、徳之島の場合は、職員を3名、臨時職員とし

て上げれるのが2名、計5名ということで、これが県の空港管理に係る職員の数なのかなというふうには考えております。ちなみに、奄美が職員が6名、臨時職員2名ということで、合計8名という積算になっているようであります。

それと、鹿児島県と天城町との間の徳之島空港の管理に関する事務の委託に関する規約というのがございます。議員も御存じではないでしょうかと思いますが、その3条が「委託事務の管理及び執行に要する経費は町が負担する」と。町が一応予算を立てるということですね。そして、その4条が「県は前条の規定により町が負担した経費に相当する額以内の額を委託料として町に交付する」という条文がありまして、これがあって、私たちが要求している額、満額来ないのかどうかはわかりませんが、県に、議員がおっしゃるように、積算の根拠はあるとは思いますが。それを開示してくださいと何度もお願いするんですが、開示していただけないのが今の現状であります。こういう条例も条文もあるということであります。

○7番（久田 高志議員）

もしかすると、結局他空港と比較をして、予算がもしかしたら減る可能性だってあるわけです。適正な按分がされていけばですね。こういったものを県としても、やはり隠蔽というか、隠し続けるのは私はよくないと思っております。こういうのは情報開示請求とかできないんでしょうか、県のほうに。いかがでしょうか。

○建設課長（昇 浩二君）

そこら辺は私まだ考えておりませんが、委託費としては、85%ぐらいの中で推移しているのは、ここ2、3年はありますが、開示をできるかできないかは、また県のほうと話をすべきでもあるのかなという思いはします。その回答が、いい回答が得られればよろしいんですが、同じような回答が出るんじゃないかなという思いはありますけども、それは、一応できるかできないかは聞いてみたいと思います。

○7番（久田 高志議員）

ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。やはり担当部署もですけども、町長としてこの件に関して対応していただけるかどうかという、その確認をしたいと思っております。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

空港の管理につきましては、アイランドホッピングルートができて、午前の便が奄美・徳之島がなくなったということを含めて、これまで私は港湾空港課長と2回ほどお会いしてきた経緯がございます。そういう関係の中で、しっかりとお話ができる、そういった関係は構築されているかなと思っております。その際も、昇建設課長も同行しております。今、昇課長がおっしゃっている、ほかの空港の管理契約

の中で、町の要求した、または市が要求した額の何とか以内とか、それと同じような文面になるかというのをまたもう一回確認するとか、いろんな協議をなつたことを、私また、来年の早々には、また県のほうに上がるということになると思いますので、当然港湾空港課のほうに行って、今回のいろんな配慮といいますか、それに対しては、また一回お礼は言っとかないといけない。お礼は言う以上、言いますけれども、またこういったものについても少し懸案になっていますので、そこら辺についてはまた配慮していただきたいということもしっかり伝えることができるかと思っております。そういう中で、また情報開示とか、または直接公印を押して要求するとか、また、そこら辺の中でまたいろんな手法を考えながら、少しでも職員が無理しない、また町が無理しないような空港の管理というものはやっていく必要があると思っておりますので、そのような今日の議論等を含めて、町の問題点をしっかりとまとめながら、県の方とは交渉をしていきたいと思っております。

**○7番（久田 高志議員）**

わかりました。ぜひすっきりした形で、納得いく予算づけであれば何ら問題ないと思っておりますので、そういったところはしっかりと、また取り組んでいただきたいと思っております。

また、新年早々お会いされるということで、あわせて1回目の答弁でございました外灯の設置も要望していると。駐車場北側、東側、やはりこの運用時間延長に伴い、この時期、通路側は外灯がついていますけれども、東側、北側は、やはり真っ暗闇でございます。早急な対応をしていただけるように、再度県のほうにまた、町長のほうもですが、お礼方々、御挨拶方々要請もしていただきたいと思っております。この外灯の件については、課長のほうで何かしら、まあ要望しているだけなのか、今後の見通しが何かあれば、答弁をいただきたいと思っております。

**○建設課長（昇 浩二君）**

私たち、1カ月に1回は小委員会というのを、空港管理事務所が中心になって開いております。要請をしたという言葉を出してはおりますが、小委員会の中で県の担当も2人ほど毎回見えますので、このあいだ私が出たときに、延長に伴う駐車場の暗さというのが指摘されておりました。その中では、県の職員のほうに要望してございます。また、ちゃんとした要望書をつくって要望してみたいなというふうには思っております。また私も暗い状況を確認してまいりまして、議員がおっしゃる真ん中の通路のほうは明かりがついていますが、やっぱりちょっと離れたところは、ちょっと暗闇で危険だなというのは感じております。

**○7番（久田 高志議員）**

ぜひ外灯の設置は早急に対応していただくよう、強く要請をしていただきたいと

思っております。やはり観光面とか、そういった面で、やはり島に、空港に降りられた方々が暗さを見ると、どういった反応なのか、どういった心境で島を思うのかと考えたら、非常に気になるところでございます。

また、1回目の答弁でございましたフェンスのほうも、要望しているという答弁がございました。そのフェンスも気になる場所なのですが、以前は空港の入り口に門扉があったかと記憶をしているのですが、あの門扉はいつごろからなくなったのか。そのなくなった理由とかがわかれば、お尋ねしてみたいと思います。

**○建設課長（昇 浩二君）**

お答えします。

その経緯等はちょっと今のところわかりませんが、あったのはわかっておりません。なくなった経緯というのが、ちょっと今、定かではありません。

**○7番（久田 高志議員）**

昨日の平山議員の質問の中でもあったんですけれども、門扉がなくなっただけの後、空港で窃盗事件も発生したかと思っております。フェンスの要望とは、どの辺のあたりを要望していくのか、また、この運用時間が延びるにあたり、やはり門扉あたりもしっかりと整備したほうがいいんじゃないのかなという思いもございまして、いかがでしょうか。

**○建設課長（昇 浩二君）**

お答えします。

フェンスにつきましては、この答弁にあたり、空港の職員あたりも協力してつくりますので、敷地の中のほうだというふうには思っておりますが、門扉の件については、私ちょっと職員と話できて今いないところであります。

**○7番（久田 高志議員）**

安全管理の面からなんですけれども、敷地内ということで、ちょっと一点だけ、この質問もう一つ触れる前に、確認をしておきたいことがございます。前9月議会において、堤防解体の件で、人も車も通行させないということで一筆を入れていただくという確約をいただいておりますが、以後、この確約書は提出はされているのでしょうか。

**○議長（武田 正光議員）**

昇課長、答弁できる。

**○7番（久田 高志議員）**

これ総務課のほうだったんじゃない。町長でもわかれば。9月でしっかりと一筆を、条件をつけることに一筆条件をつけることで許可を出したと。その一筆をもらっているのかということなんですけど。

○町長（森田 弘光君）

一筆まだもらっていないというふうに思っています。

○7番（久田 高志議員）

やはり約束事はしっかりと守っていただきたいと思っております。なぜそこにこだわるかといいますと、人も車も通さないと、植栽をするという条件のもとに許可をしたという答弁いただいておりますが、現在、東側のところから、ごくたまに人の出入りが見受けられるという情報をいただいております。やはり約束が異なってきたのかなという思いがございます。ぜひこの門扉と、その東側、もう当初、北側の通路前は通行の危険があるということで、町のほうに依頼をして封鎖をしていることとございます。その門扉とあわせて、東側もやはり通行があるという状況ですので、県は、そういったことが認められればフェンスの設置もせざるを得ないという、以前直接お話をしたときに回答をいただいております。その辺もあわせて、県のほうに要望はしていただけないでしょうか。

○建設課長（昇 浩二君）

確認ですが、今ある道路という、塩満団地の下の道路の……。

○7番（久田 高志議員）

封鎖は。

○建設課長（昇 浩二君）

封鎖していない。

○7番（久田 高志議員）

人が通るから封鎖をしたわけですよ。そしたら、今、この東側も向こうから、ごくたまに人が渡ってくると。空港側にね、堤防を解体をした。そこは人も車も通行をさせないことを条件に解体を許可したと、県のほうに報告をしてあるんです。そこを通行されている方がいらっしゃるという情報をいただいております。もし、県に以前確認を、7月末でしたか、8月の頭でしたかね。県に確認をしたときには、もし通行が認められた場合には、フェンス設置も検討しないといけないという回答をいただいております。実際に人が通行をしているという情報が出てきておりますが、その辺もあわせて、県のほうにはフェンス設置は要請していただけないでしょうかということですよ。

○建設課長（昇 浩二君）

状況はわかりました。9月議会あたりでそういう問題が取り沙汰されておりましたので、そういう一筆を入れる中に入っているんですかね、これも。（「答弁書見ただければわかると思います」と呼ぶ者多し）わかりました。そういうのであれば、もう一回答弁書等を確認して、県の話も聞いてみたいというふうに思ってお

ります。

**○7番（久田 高志議員）**

あと、また県への要請をしていただきたいという、解体許可の後、植栽をして、南国らしい雰囲気を出すと約束のもと、今、植栽等をされて努力をしているところは確認できるんですけども、やはり今現在、土のう袋がずらっと並べて積まれて、やはりあそこがしっかりとでき上がるまでは、今の現状だと、少し見栄えがよくないのかなということを実感しております。空港敷地内側に、県に要請をして、少し植栽をしていただくとか、目隠し程度になる、まあ堤防側がしっかりと完成するまでの間でも、やはり目隠し程度になるような植栽とかも要請していただけないでしょうか。ちょっと見栄えよくないと思っておりますが、いかがでしょうか。

**○建設課長（昇 浩二君）**

今の話は、県の敷地側という。（「そうです」と呼ぶ者多し）わかりました。いろいろ問題があったりしますので、私も県に要望はしますけども、そこら辺は、また県の判断にらせてみたいと思っております。

**○7番（久田 高志議員）**

わかりました。それでは、しっかりと要請をしながら、空港の管理には安全に努めていただきたいと。そして、排水対策につきましては、もう言うまでもなく、機会があるたび、お話をする機会があるたび、会えるたび、幾度となく何度でも要請を続けていっていただきたいと思っております。

それでは、4項目めの議会対応についてと虚偽答弁についてどうお考えですかという質問に対して、1回目の答弁で、9月議会の工期の中でのとまで具体的に触れて答弁いただきましたので、もうストレートにいきたいと思っております。

1回目の答弁で、答弁に誤りが、虚偽があったという答弁がございましたけれども、町長、これは、誤りと虚偽、要は、間違いと虚偽、うそは私は違うと思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

**○町長（森田 弘光君）**

お答えいたします。

言葉の解釈の話になってくるかと思っております。虚偽という言葉は、久田議員から違うんではないかということで、意識的に違うことを言っているんではないかというような意味ではないかということなんでしょうか。

**○7番（久田 高志議員）**

そうじゃなくて、虚偽と間違い、誤りは違うんじゃないのと。同じ意味じゃないですよ。



○町長（森田 弘光君）

私の中では、意識的に偽りを言うというのが虚偽かなど。その中で、その時点でそのように思っていたというのが誤りだったのかな。嫌な言葉なんですけどね。それで意識的にやったということの中で、いろんな今回報告が出てくるといふうに私は考えています。また、今、午前中の松山議員の中でも議論があったわけですが、そういう中で、委員会を通して、私たち役場側のお話等についても、いわば、委員会の中でのお話を見ましたので、少し相当ずれが出ているといふうに私は認識はしております。

○7番（久田 高志議員）

これは9月もこの質問はしておりますけれども、質問書、我々が事前に提出する通告に対しての答弁書の作成は、各課で対応をしていると思いますが、これは町長のほうが全て確認、把握をしているということでしょうか。それとも、詳細については、職員が作成したものを信用して議会で答弁しているということなんでしょうか。その辺もお尋ねしてみたいと思います。

○町長（森田 弘光君）

1次的には、担当課のほうで作成していただきます。そしてまた、私のほうと確認しながら、ここは違うよね、こうですね、私はこういうことを言いたいんだというようなことを確認しながら、私の言葉としてお話させて、答弁させていただいております。

○7番（久田 高志議員）

わかりました。以前もちょこちょこ、この議会途中で答弁とかに苦慮し始めて、休憩とかを挟んだりして、いろいろすり合わせと言ったら表現がおかしいかもわからないですけども、やはり時間的とか、タイミング的とか、なかなかこの議場の中で、まだ正確に答弁できないような案件とかもある場合がございます。今までそういう場合には、やはり休憩を入れて、ある程度調整なりができていたと思うんですが、私たちももう別にそこで無理強いをして、別に裁判じゃないわけですから、その中を何か、何というか、引っ張り出そうとはするつもりは毛頭ございません。一番ですね、私、この議場は、やはりとても神聖な場所だと認識しております。9月の議会の中のあの答弁は、堂々と、要は、うそ、虚偽答弁をされたと私は思っております。そのような虚偽答弁をするぐらいであれば、やはり休憩を入れて、ある程度調整をするとか、そうするべきだと私は思っておりますけれども、町長はいかがお考えでしょうか。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

明らかに発言の中で間違いがあったり、そういった場合には、当然前の言葉を訂正し、そしてまた、実際の言葉の中で調整するためには、休憩等も必要、そういったものも設けられるかと思っております。やはりまた、明らかにその時点で違う発言をした場合は訂正する、そういったものが、やはりこの本会議場では大事かと思っております。

**○7番（久田 高志議員）**

1回目の答弁で、事務調査特別委員会の報告を聞いて対応を検討するというところでございましたけれども、先ほどの質問で松山議員も触れておりました9月定例議会3日目9月5日と、翌日の4日目の9月6日、冒頭で念入りとも思える答弁や発言がございました。その内容は、先ほどもございましたけれども、9月5日、検査は完全に完成、適正に行われていると。9月6日、翌日の朝ですね。完成検査は適正に行われていると報告を受けていると。もう一件、調停の中に完成検査も含んだ中で、損害賠償責任の事件が発生しているので、私たちは適正に行われたと主張をしていると。念を押すかのような答弁がございました。検査を完成した検査員張本人が報告を受けるという表現は、私はどうかと思っております。

そして、もっとひどいのが、この調停中の裁判所に対しても、虚偽の主張をしているということがございます。これは後に委員会の中で認めておりますので、A工区は未完成のまま完成検査を実施したと認めているわけがございます。

この9月議会での虚偽答弁、発言は非常に悪質であると、もう言わざるを得ない状況でございます。お互い人間ですので、数字の間違いや勘違い、失言等があったりすることもございます。そういった場合は、やはり修正や訂正で何とか、まあ取り繕うという言葉、表現もおかしいと思いますが、何とかそのあたりで調整はきくと思っております。しかし、明らかな虚偽、うそは絶対にあってはならないと思っておりますが、町長、この件に関して、今後どのように対処するおつもりなのかお尋ねしたいと思います。

**○町長（森田 弘光君）**

お答えいたします。

本会議場において明らかなうそ、いわゆる虚偽の回答をしてはいけないということは重々承知しております。そういう中で、今回、特別委員会というものを設置していただき、その中で議員の皆さん方が精査をしていただきました。また、その報告を受けまして、やはり私たちとしてはしっかりと、また、この独断的ないろんな対応ということもかないませんでしょうから、いろんな私たちの中での委員会、いわゆる懲罰委員会等々あるわけでありませうけれども、そういったものの中でしっかりと確認しながら、それに対して、また、今日午前中ありましたそういう指針、また

は懲罰条例、そういったものを含めて対応をしていくというふうに私は考えております。

○7番（久田 高志議員）

その辺は、私たちを含め、町民の皆さんがしっかりと理解できるような対処を要請したいと思っております。そしてまた、議場の皆さんにも申し添えておきますけれども、今後、二度と明らかな虚偽答弁等は絶対にこの議場の中ではないように、強く要請をしておきたいと思っております。

それでは、5項目め、指名委員会についてということで、1回目の答弁で指名業者推薦委員会設置規定と、私も条例のほうを確認させていただきました。設置をしないといけないと。その中に、4条の中に、委員は指名推薦書の提出とあるが、この事業を発注する課の課長がこの指名業者を推薦するのか、こういった形でこの推薦という作業がなされていくのかお尋ねしたいと思います。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

指名委員会に上げるに当たりまして、指名推薦書なるものがございまして。その指名推薦書の中に書くのは、工事名、設計額、あるいは工種、企画、まあ何を何m<sup>2</sup>つくりますとか、そういう企画ですね。そういったのを明記して提出いたします。それを受けて、委員全員である程度の質問等がありましたら、質問等を受けたりでやっていくわけですが、工事内容によってその指名業者が適当であるかないかとか、そこら辺を指名委員会の中で議論とまでは言いませんが、ある程度の判断をしていくということでございます。そして、その指名委員会で決定したことが決定ではありませんで、やっぱり町長のほうに最後は決定の判断をしていただくということになります。

○7番（久田 高志議員）

課長、もう一度確認してよろしいですか。この規定の第4条の中には、「委員は指名推薦書の提出」となっているわけです。だから、各事業発注課の課長が委員になっていると思えますけれども、各課の課長の方々が推薦された業者を委員会の中に提示をして、委員会の中でもむという形ではないのかなと、私はこの規定を見た中でそういう認識を持ったんですが、こういった形でこの推薦はなされているのでしょうか。

○建設課長（昇 浩二君）

設計額等が出てきますので、その中で、天城町土木あるいは建築ランクづけの参照表がございまして。そこら辺で各担当課の課長のほうが判断をしながら、最終的には委員会にかけるということになると思います。

○7番（久田 高志議員）

今の答弁でいくと、もうやっぱり事業発注課の委員、いわゆる課長が推薦書を委員会に提出するという認識でよろしいわけですか。何か違うんですか。何か違う方法があるのかなと思ったり、あとは、推薦する場合の何か統一された基準、例えば、格付があったり、手持ちがあったりとか、いろんな、要は、何というんですかね。いろんな指名状況を見ると、4、5社ぐらいのときもあれば、十何社とかいう場合もあるわけですよね。何かそういった何かしらの基準があるのかなと、ちょっと気になったところですが、何でしょうかね。どうこの後の質問をすればいいのか私もちょっと困るんですが、まず、だから、その推薦。一番最初の推薦。

○建設課長（昇 浩二君）

基本として、主管課のほうでつくります。

○7番（久田 高志議員）

それであれば、指定の流れが少しわかるような気がいたします。そういった中で基準、どういったものが基準にされているんでしょうか。例えば、町内何十社いる中で、指名願いが出ていて、ランクがあって、その中から指名を、推薦をしていくわけですので、そこの推薦をするときに、何かしらの基準があるのかなと、ちょっと気になるところでございます。

○建設課長（昇 浩二君）

お答えします。

先ほども申し上げましたが、設計額等々であったり、工種の種類ですね。土木、建築、あるいは、その他というものがあると思います。そこら辺を加味しながら、推薦業者を推薦するということでもあります。

○7番（久田 高志議員）

あと、もう一つ確認をしてみたいと思います。この委員、委員会なるものは、指名業者を推薦、後、まあ後になんでしょうね、これ。例えば、下請け業者や二次製品をどこどこを使ってほしいとか、そういう推薦があるんでしょうか。

○建設課長（昇 浩二君）

まずもって、この指名委員会というのは、町の指名業者の選定に当たるだけであって、下請けをどうのこうのとか、どこから製品をとりなさいとか、そこら辺の指定をするものではありません。

○7番（久田 高志議員）

落札した業者へ直接何か推薦とかすることは問題ないことなんでしょうか。以前なんですけれども、これはあくまでも、まあ正確ではないかもわかりませんが、特定の事業者を使わないでほしいとか、どこどこを使ってほしいとか、そういった相

談があったやにも聞こえておりますが、あくまでもうわさの段階でございますので、あえて追求はいたしません、決して落札業者の企業努力を損なうようなことがないように、申し入れはしておきたいと思っております。

その中で、指名推薦業者を推薦するに当たり、委員長の権限についてお尋ねしたいと思っておりますけれども、委員会の中で委員が推薦した業者を、例えば、委員長が権限で却下したり、そういったことはあるのでしょうか。

○建設課長（昇 浩二君）

指名推薦書はおのおのの判断で行いますので、マルバツ式で記入いたします。誰がどうしたというのは、わからないようになっております。指名委員長がもう外せというような話はありません。

○7番（久田 高志議員）

町長、そろそろこの内容をお察しだと思っております。去る9月20日、9月議会最終本会議の終了直後、金曜日ですね。終了直後に課長会が開催されたと思っております。その課長会の中で、総務課長、現推薦委員長ですよ。この方がした発言に対して、町長、どうお考えですか。記憶にございますでしょうか。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

課長会の中では、指名推薦委員会の話は出てこないんじゃないでしょうか。

○7番（久田 高志議員）

どういった意図かわからないですけれども、この課長会の中で指名を切るという発言がなされておりますが、どういった意図だったのでしょうか。本人がいらっしやらないので、お尋ねすることもちよっと難しいんですが、どなたか、町長でも意図がわかればお尋ねしたいと思います。

○議長（武田 正光議員）

町長、大丈夫ですか。

○町長（森田 弘光君）

指名委員長の権限で指名を切るということは、今、建設課長のお話のように、あり得ないというふうに思っております。そして、今、昇建設課長のお話のように、これは私が町長になってからですが、指名推薦委員会から上がってきたものに対して、私がNG、だめだと言った経緯も、これまでのところは、まあ町長はまたそれをだめだと言う権限もあるということもあるようですけど、これまでのところは、私の中ではございません。

○7番（久田 高志議員）

去る9月の質問の中身からいきますと、私が推測するに当たりなんですけれども、

特定の事業者に対する、もう高圧的な発言だと私は捉えております。その9月議会の中で、議会答弁の中でも、冷静さを失った等の答弁もございました。このときも冷静さをもう失っていたのではないかと、そのような認識をしております。やはりこの町内の事業所、こういった発言を各課長を含め、それぞれのやはり公権力を持った方々でございます。やはり町の業者さんの耳に入ると、多分行政側にもう意見なんかできないような、そのような状況ができつつあるんじゃないのかと、非常に気になるところでございます。町長、こういった発言に関しては、町長のほうからも厳重に注意をしていただき、私どもには人事権はありませんけれども、町長において適材適所への配置をしていただきたいと思いますと思っておりますが、いかがでしょうか。

**○町長（森田 弘光君）**

お答えいたします。

やはり人間いろんな感情もあると思います。やはりそこには、やっぱり公平公正というものが第一義的にないといけないと私は思っております。そうしないと、やっぱりしっかりとした住民サービス、町民サービスというのは適宜推進していけないのではないかなと思っております。そういう中で不適格な発言、そういったものに対しては、しっかりと注意をし、また訂正をさせるようにしていきたいと考えております。

**○7番（久田 高志議員）**

わかりました。やはり皆さんが、まあ町民であれ、業者さんであれ、どういった形であれ、しっかりと声を出して、また皆さんがしっかりと耳を傾けてあげられるような天城町であっていただきたいと思いますと思っておりますので、ぜひこの年の瀬の最後の一般質問の中で、本当にすばらしい、ありがたい答弁いただき、さまざまな政策、本当に町民が住みやすいまちづくりには、もう本当にうってつけの答弁等をいただきながら、私といたしましては不本意でもございますけれども、多くの苦言も申し上げました。町長においては非常に心苦しい質問だったのではないかと思いますけれども、是は是、非は非、この立場で対応していただき、よりよきまちづくりに努め、暮らし満足度100%の町を目指し、頑張っていただきたいと思いますと思っております。全ての皆様がすばらしい新年を迎えられますよう祈念しながら、一般質問を終わりたいと思います。

**○議長（武田 正光議員）**

以上で、久田高志君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日は午前10時から開会いたします。

本日はこれで散会します。

散会 午後 2時35分